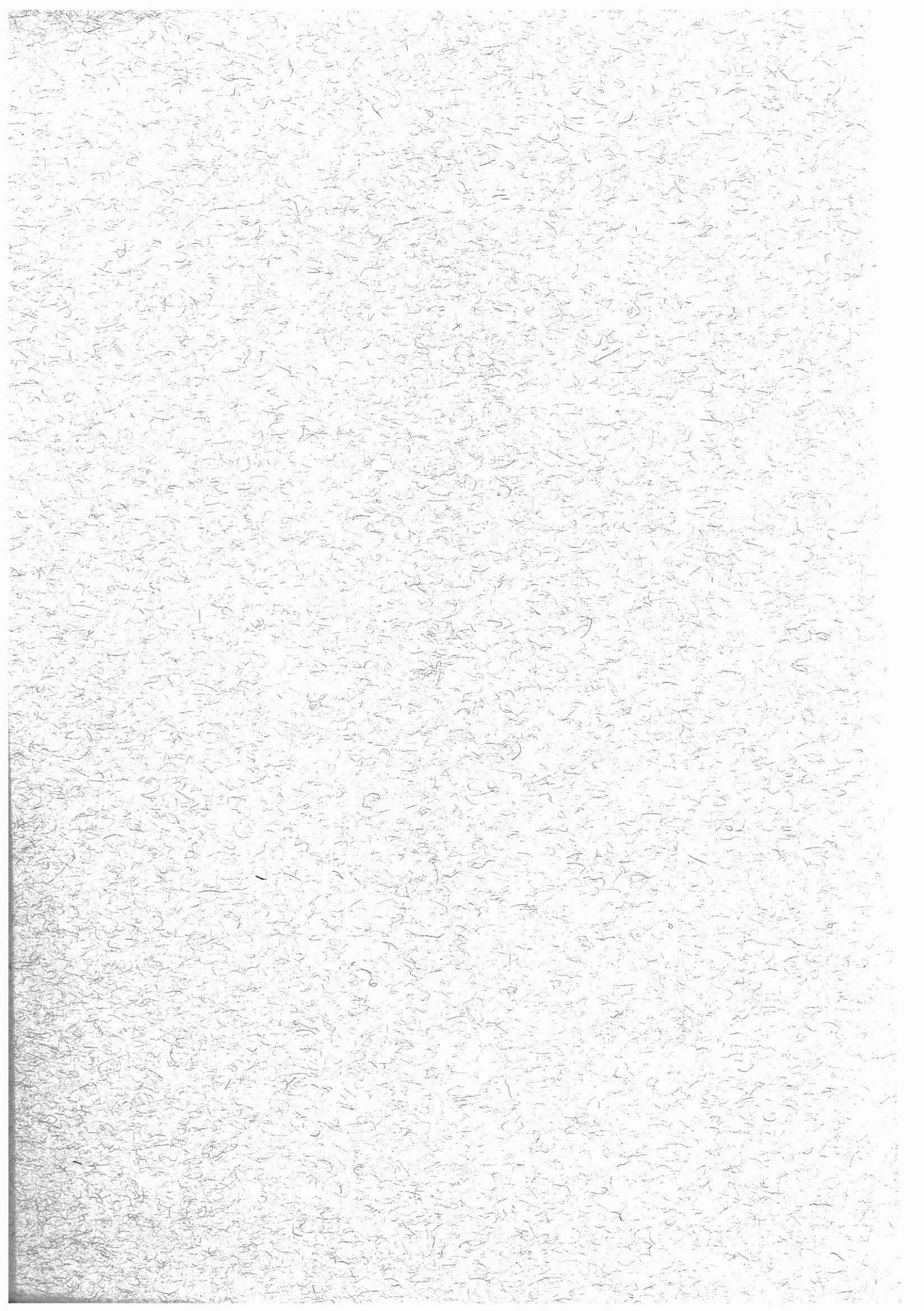




港北ニュータウン 基本計画

1974

横浜市



は　じ　め　に

「誰れでも住みたくなる都市づくり」は、私が市長に就任し、市政を担当するにあたって設定した目標であります。港北ニュータウン建設事業は、この目標を実現するための事業の一つであります。

港北ニュータウン地域には、現在 50,000 人におよぶ方々が住んでおり、これらの方々が自分達の“ふるさと”として、これからも住まわれる土地であることから、この新らしい都市づくりの計画の最初の段階から参加してすゝめてきたものです。そして、数百回にわたる地元説明会を開いて、計画を検討していただき、そこで出た各種のご意見を計画に反映させる、フィードバック方式をとり、昭和 45 年 12 月、「港北ニュータウン基本構想」をまとめました。

その後、さらに検討して肉づけを行って、昭和 48 年 3 月「港北ニュータウン基本計画(案)」を策定しました。また、この基本計画(案)について、行政、都市計画等々の専門家、市議会代表、地元代表のご意見を聴くため、「港北ニュータウン開発審議会」を設置し、慎重に審議していただいた後、昭和 48 年 12 月答申を受け、このたび「港北ニュータウン基本計画」を確定する運びとなりました。貴重なご意見を下さいました審議会委員、市議会、また地元の方々はじめ日本住宅公団その他関係各位のご協力に深く感謝する次第であります。

昭和 39 年以来、長期にわたってすゝめてきたこの港北ニュータウン計画は、市民参加による都市づくりの方法、農業専用地区の創設、埋蔵文化財の保存等々の横浜方式—港北ニュータウン方式—を

生み、今後は建設事業の実施へと大きく踏み出すこととなりました。
しかしながら、その前途には社会・経済情勢の変動等多くの予測困難な事態が横たわっておりますが、「誰れでも住みたくなる都市づくり」として、港北ニュータウン建設に総力をあげてまい進する考えであります。関係各位の方々のより一層のご理解とご協力を心からお願いする次第であります。

昭和49年7月

横浜市長 飛鳥田 一 雄

港北ニュータウン基本計画

目 次

	頁
ま え が き	1
第1章 計 画 条 件	3
1 港北ニュータウンの計画の目標とその運用	3
2 現 況	3
3 計 画 の 条 件	8
第2章 市街化整備地区	12
1 計 画 方 針	12
2 基幹施設整備計画	12
3 公団開発地区	28
4 既 開 発 地 区	31
第3章 市街化調整地区	32
1 計 画 方 針	32
2 農 業 専 用 地 区	33
3 そ の 他 地 区	35
第4章 都市施設整備計画	36
1 計 画 方 針	36
2 都 市 施 設	36
第5章 そ の 他	40
1 環 境 保 全 対 策	40
2 生 活 対 策	40
3 センター地区計画	41

4	住宅供給計画	41
5	地域冷暖房	41
6	C A T V (有線T V共同聴視方式)	42
7	共同溝	42

参 考 資 料

I	資金計画指標	44
II	横浜市基本構想	50
III	港北ニュータウン基本計画(案)答申書	59

ま え が き

昭和 35 年頃より、本市の郊外部は、急激な住宅地開発の波に洗われた。これらは、いわゆるスプロールと呼ばれる乱開発で、都市の基本的施設である道路、下水はもちろん、学校、緑地等も整備されず、ひとたび豪雨があれば、崖くずれ、水害をひき起すといった状態にあった。

港北ニュータウンの地域も、かつては、交通も不便で、農村のままに置かれていたが、昭和 30 年代の後半より、国道 246 号線の整備に始まり、第 3 京浜、東名高速道路の開通、新横浜駅前の整備、横浜線の複線化等急速に開発が進められた。

なかでも田園都市線の開通と、これにともなう大規模な宅地造成が進められ、開発の波はニュータウンの計画地域の四周を包みこむ形になった。さらに一部ニュータウン地域内でのスプロールが始まり、このまま放置すれば好ましくない乱開発と環境悪化が進むことが予測された。そのうえ、この地域から横浜都心への交通機関は極めて不便で、必然的に東京集中型の住宅地となるおそれがあった。

そこで、本市としては昭和 40 年に、6 大事業のひとつとして乱開発を防止するため、開発すべきところには都市施設を整備する計画を立て、あわせて、地下鉄、道路網を計画し、本市都心部に有機的に結びつけ、本市北部地域の中心地のひとつとして、港北ニュータウン開発を決定した。

また、本地域が横浜市内で地味肥沃で農業生産性が高く、かつ農業経営に熱意の高い地域であることから、ニュータウン地域内に計画的に農地を保全することとし、従来からの近郊そ菜、花卉園芸の

供給地としての特性を生かした生産緑地として、緑と景観の保存を図り、都市農業を育成する新しい試みとして農業専用地区を創設した。

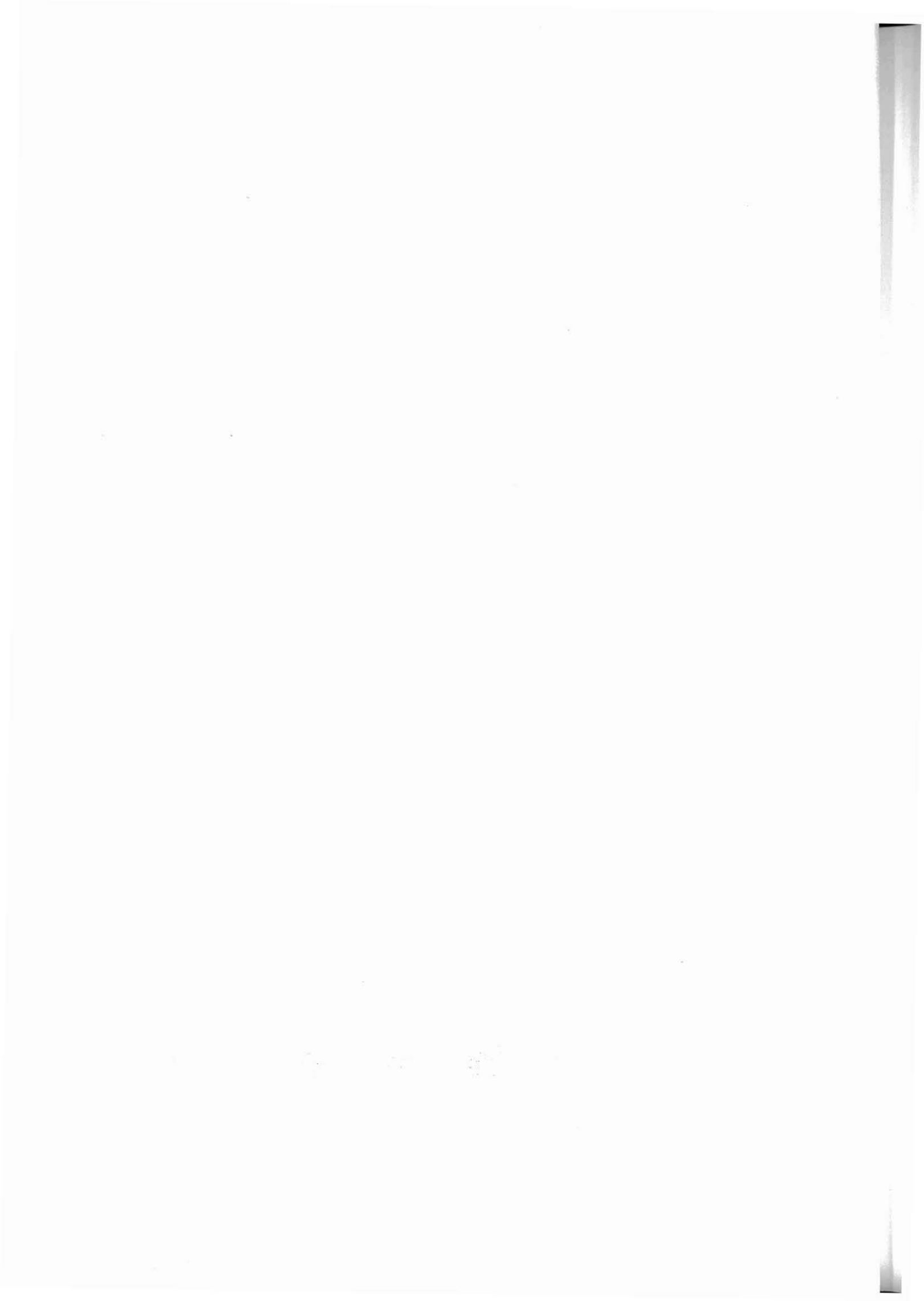
さらに、この事業を進めるにあたり、ニュータウン地域の大半を占める日本住宅公団施行土地区画整理事業区域では、横浜市、市民、公団とが一体となって計画を立案し、事業化を進める市民参加方式の都市づくりを目指してきた。

したがって、港北ニュータウン計画は、全国各地に計画されている大規模ニュータウン計画とは、かなり異った特徴をもち、単に大規模開発や、住宅地造成を計ろうというものではなく、現実の流れを直視したなかで、市民とともに乱開発を防止し、都市農業を確立し、都市施設を整備しながら、この地域を横浜市全体のなかで一体化しようとする総合的な戦略に基づくものである。

以上の考え方を基礎理念として、昭和 48 年 3 月に「港北ニュータウン基本計画(案)」を策定し、これを昭和 48 年 4 月に港北ニュータウン開発審議会に諮問し、昭和 48 年 12 月に答申を受けた。この答申を計画及び事業の運営の面でも十分尊重し、また、昭和 48 年 6 月策定の「横浜市基本構想」における都市像にあう「新しい都市づくり」を目指すものとして、ここに「港北ニュータウン基本計画」を策定する。



計 画 条 件



第 1 章 計 画 条 件

1. 港北ニュータウン計画の目標とその運用	3
(1) 計 画 の 目 標	3
(2) 計 画 の 運 用	3
2. 現 況	3
(1) 位 置	3
(2) 地形，地質及び現存植生	3
(3) 人口及び集落	3
(4) 交 通 輸 送	4
(5) 土 地 利 用	4
(6) 主な公共建築物	5
(7) 都市計画決定事項	5
3. 計 画 の 条 件	8
(1) 計画地域と面積	8
(2) 開発手法と手法別面積	9
(3) 計 画 人 口	9
(4) 完成目標年度	10

第 1 章 計 画 条 件

1. 港北ニュータウン計画の目標とその運用

(1) 計 画 の 目 標

港北ニュータウン計画の目標は、横浜市の総合的環境整備計画の一環として、郊外部における宅地の乱開発を抑制し、都市農業の確立をはかり、あわせて都市施設の整備を市民と共にすすめるための計画とする。

(2) 計 画 の 運 用

本計画は、長期的、総合的な目標設定を行ったものである。したがって、施設整備の時期、位置、具体的内容および方法については、将来の都市社会の変動、計画の進行等を十分考慮して、状況に応じた実効ある弾力的運用をはかるものとする。

2. 現 況

(1) 位 置

港北ニュータウン地域は、横浜市の中心部より北北西約 12 Kmに位置し、東西約 6 Km、南北約 5 Kmで面積約 2,530 haである。

(2) 地形、地質及び現存植生

計画区域は、なだらかな 2 つの丘陵地を形成し、その中央を鶴見川の支流の早淵川が流れている。現存植生はスギ・ヒノキ類、ナラ・コナラ類が主であり、農家住宅の周辺は屋敷林が多い。

(3) 人口及び集落

港北ニュータウン地域内の人口は約 4 万 9 千人で、そのうち

農家人口は約 8 千人である。集落構造は農家を中心となり，台地と低地部分に入り込んでいる谷戸部分に分布している。

港北ニュータウン地域内既存人口（昭和 49 年 3 月）

地 区 名		既存人口（人）
公 団 開 発 地 区		（約） 11,000
公 地 団 区 開 発 外	既 開 発 地 区	（約） 7,000
	農 業 専 用 地 区	（約） 1,000
	そ の 他 地 区	（約） 30,000
計		（約） 49,000

(4) 交 通 輸 送

港北ニュータウン地域の周辺には，鉄道は東海道新幹線（新横浜駅），横浜線（新横浜駅，小机駅，鴨居駅，中山駅），東横線（大倉山駅，綱島駅，日吉駅），田園都市線（たまプラザ駅，江田駅，市ヶ尾駅）があり，バスで最寄の駅に連絡している。

また，地域内には 2 本の主要道路（主要地方道 生田横浜線，丸子中山茅ヶ崎線）があり，国道 246 号線，第 3 京浜道路に連絡している。

(5) 土 地 利 用

地区別土地利用現況は次表のとおりである。

区 分	計画地域		開発地区		農業専用地区		その他地区	
山林・原野	943 ^{ha}	37 [%]	747 ^{ha}	54 [%]	70 ^{ha}	32 [%]	126 ^{ha}	12 [%]
畑・水田	1,287	51	566	41	120	50	601	67
宅地・その他	300	12	70	5	40	18	190	21
計	2,530	100	1,383	100	230	100	917	100

(6) 主な公共建築物

小学校 6校, 中学校 2校, 高等学校 1校, その他〔保育所, 港北配水池, 消防出張所, 警察派出所, 特定郵便局, 港北変電所および高圧送電線(港北線, 甲信幹線, 柿生線), 無線電波中継塔〕

(7) 都市計画決定事項(昭和49年1月現在)

ア. 用途地域・地区

第1種住居専用地域, 第2種住居

専用地域, 住居地域

昭和48年12月25日

第1種高度地区, 第2種高度地区,

第3種高度地区

イ. 土地区画整理事業を施工すべき区域及び事業

横浜国際港都建設計画横浜北部新都市

第1地区 546.7 ha (554 ha)

昭和44年 5月10日

第2地区 768.8 ha (770 ha)

ウ. 都市計画道路

宮内新横浜線, 丸子中山茅ヶ崎線 昭和47年 3月10日

新横浜元石川線，中山北山田線，
日吉元石川線，横浜上麻生線，東
方北山田線

昭和48年 2月 9日

大熊東山田線

昭和48年 2月 15日

エ. 都市計画河川

早淵川（高田橋～中村大橋）

延長 6.89Km 昭和44年 5月 20日

大熊川（鶴見川合流点～西原橋）

延長 2.36 Km 昭和47年 2月 29日

オ. 都市計画下水道

港北下水処理場（面積 8.3 ha）

元石川新羽幹線

昭和44年 3月 31日

新羽ポンプ場

昭和47年 3月 15日

緑下水処理場（面積 8.7 ha）

昭和48年 2月 15日

カ. 都市計画公園

勝田第1公園（2,700 m²）

昭和43年 10月 11日

勝田第2公園（800 m²）

昭和45年 2月 5日

キ. 市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域（1,383 ha）

市街化調整区域（1,147 ha）

昭和45年 6月 10日

(8) その他の事業で決定されているもの

ア. 農業専用地区

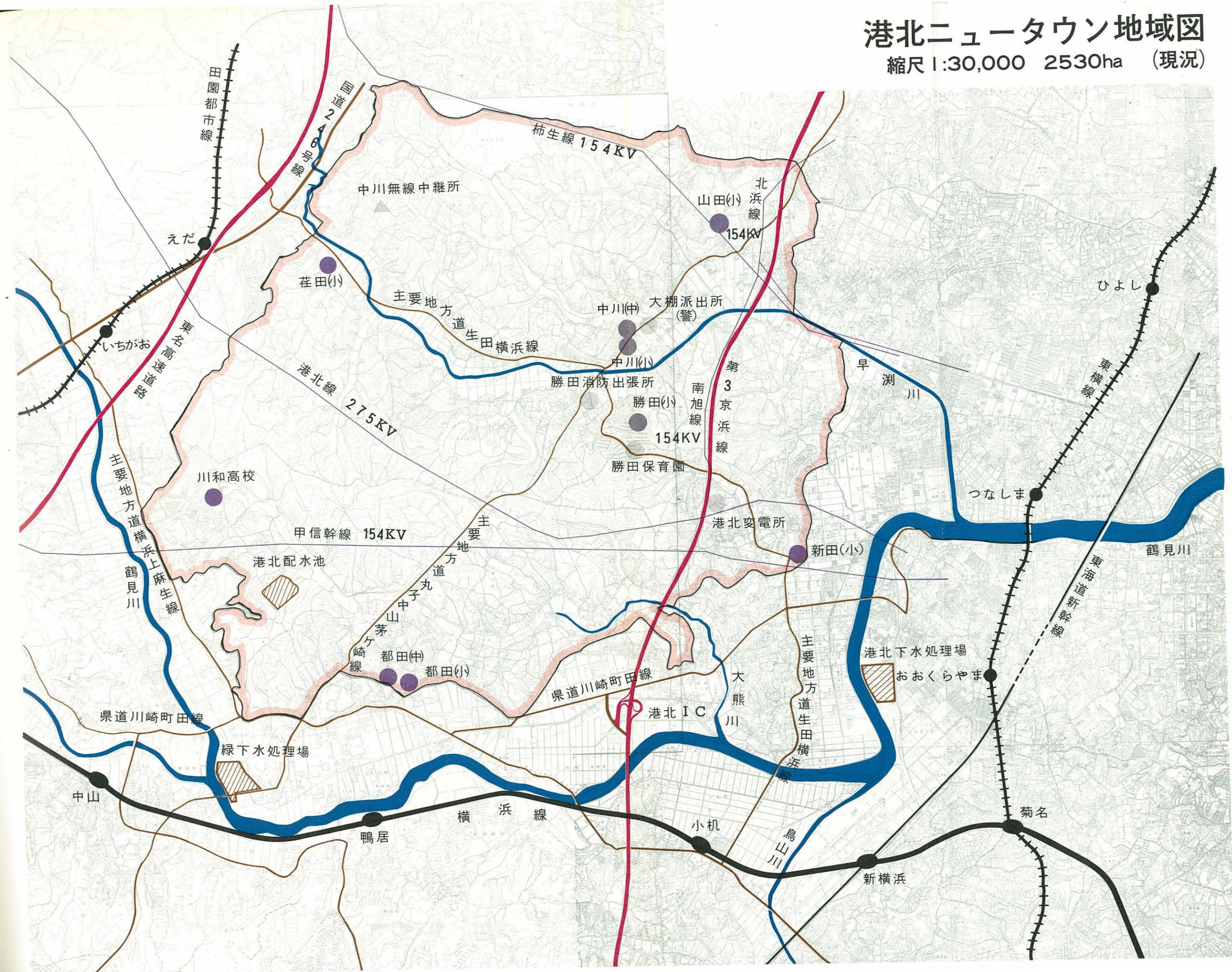
新羽大熊土地改良区設立

昭和45年 11月 2日

（面積 23 ha 完了）

港北ニュータウン地域図

縮尺 1:30,000 2530ha (現況)





都田第1土地改良区設立

昭和48年 2月 5日

(面積 46 ha 実施中)

4. 農業振興地域及び農用地区域の指定

新羽大熊(16.5 ha), 池辺(39.9
ha), 東方(42.9 ha), 折本(37.
6 ha), 大熊(15.8 ha)

農業振興地域

昭和47年 3月 7日

農用地区域

昭和48年 8月 25日

3. 計画の条件

(1) 計画地域と面積

横浜市港北区, 緑区の一部(面積 約2,530 ha)

<港北区 面積 約1,486 ha, 約60%>

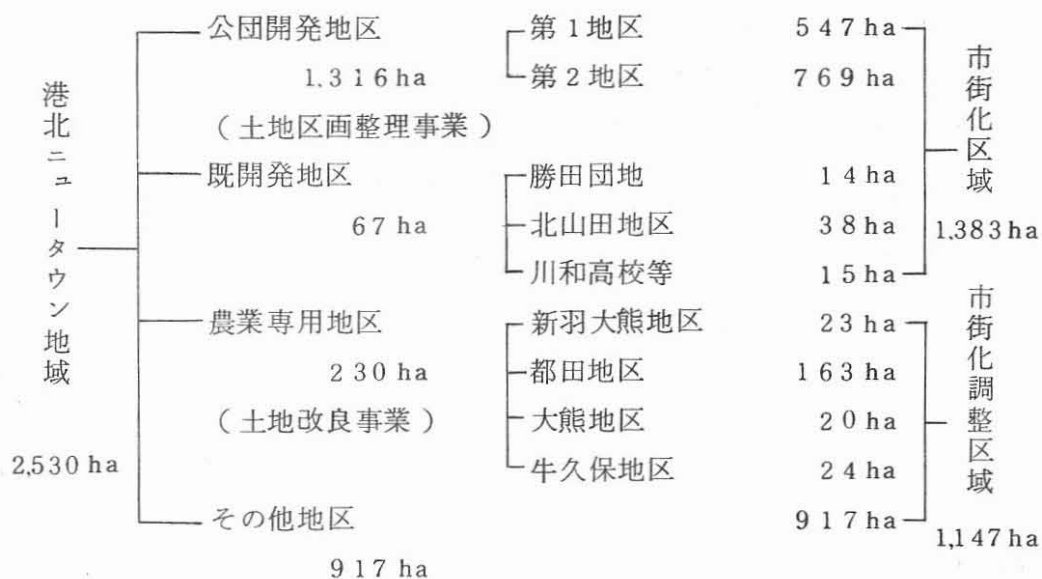
北山田町, 南山田町, 東山田町, 大圃町, 茅ヶ崎町, 勝田町,
中川町, *すみれが丘, *牛久保町, *新吉田町, *新羽町

<緑区 面積 約1,044 ha, 約40%>

*川和町, *佐江戸町, *池辺町, *東方町, *折本町, *大熊町, *荏田
町, *市ヶ尾町

(*印は一部地域外にまたがる。)

(2) 開発手法と手法別面積



(3) 計画人口 約 30 万人 (港北ニュータウン地域内)

ア. 公団開発地区 約 22 万人

種 別	地 積 (ha)	戸 数 (戸)	人 口 (人)	備 考
集合住宅用地	(約) 176.0	(約)27,000	(約)103,000	公営住宅を含む
分譲住宅用地	(約) 61.3	(約) 2,000	(約) 10,000	
公益的施設用地	(約) 168.9	(約) 1,000	(約) 3,000	商業施設用地 11.1 ha のうち 1/2 が市街地 住宅と想定した。
民 有 地	(約) 530.8	(約)25,000	(約)104,000	民間マンションも含む
計	(約) 937.0	(約)55,000	(約)220,000	

イ. 公団開発地区外 約 8 万人

将来、公共公益施設等の整備方針を検討するなかで、計画条件として人口は約 8 万人とし、その範囲内での土地利用等を勘案して計画的な人口定着をはかってゆく。

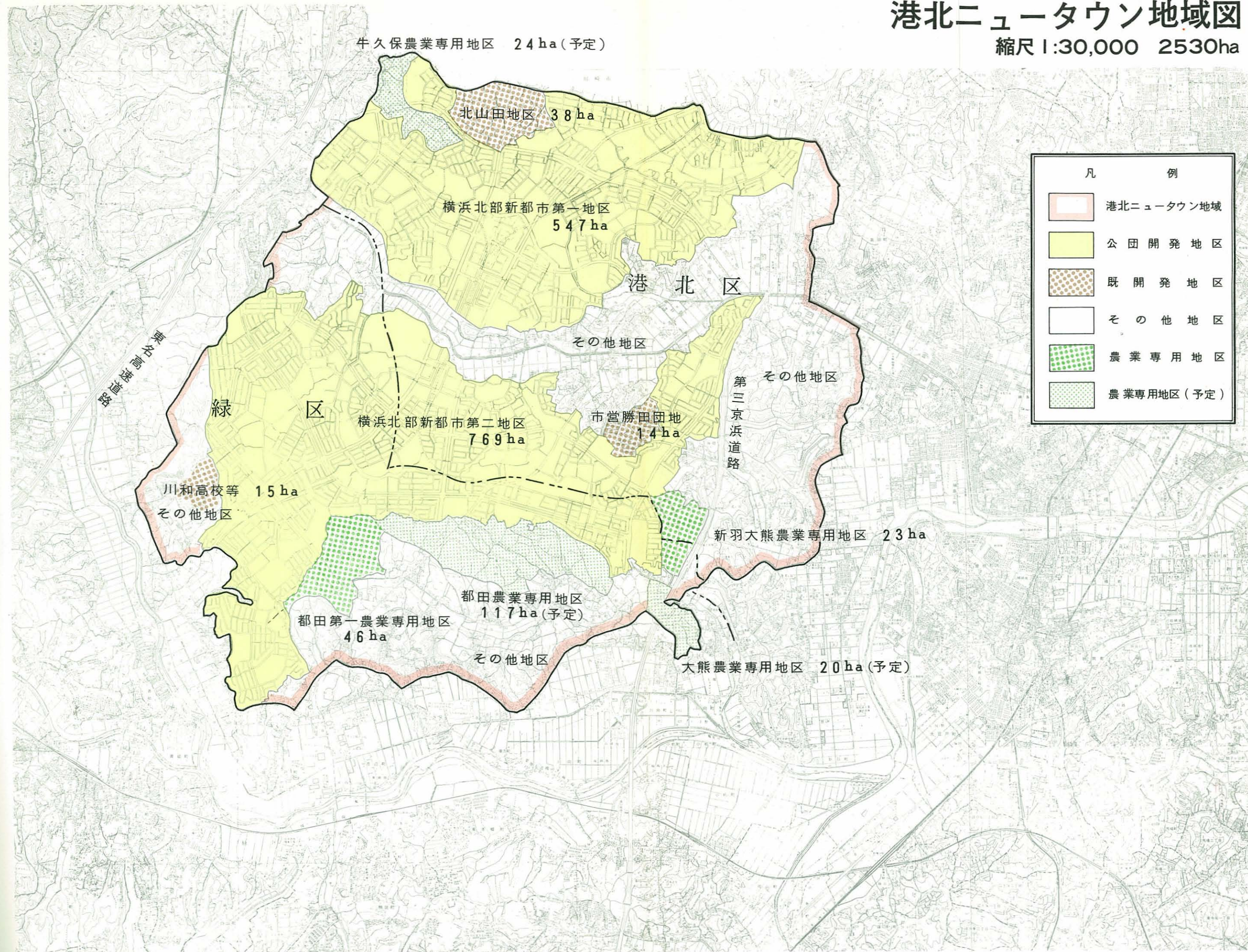
(4) 完成目標年度

公団開発地区の土地区画整理事業とそれになう基幹施設整備事業および農業専用地区整備事業は昭和60年度に完成目標をおく。

都市づくりのための都市施設整備は前記の事業の進捗及び人口定着にあわせて、順次整備するよう計画した。

港北ニュータウン地域図

縮尺 1:30,000 2530ha







市街化整備地区



第 2 章 市 街 化 整 備 地 区

1. 計 画 方 針	12
2. 基幹施設整備計画	12
(1) 道 路	12
(2) 鉄 道	14
(3) 河 川	16
(4) 下 水 道	18
(5) 上 水 道	21
(6) 公 園 緑 地	21
(7) 文 化 財	25
3. 公団開発地区	28
(1) 開 発 手 法	28
(2) 事 業 の 名 称	28
(3) 施 行 者	28
(4) 施行地区の区域及び面積	28
(5) 設 計	28
4. 既 開 発 地 区	31

第 2 章 市 街 化 整 備 地 区

1. 計 画 方 針

次の 4 つの基本理念をもとに計画した。

- (1) 緑の環境を最大限に保存する都市づくり
- (2) “ふるさと”をしのばせる都市づくり
- (3) 安全な都市づくり
- (4) 高い水準のサービスが得られる都市づくり

2. 基 幹 施 設 整 備 計 画

(1) 道 路

ア. 計 画 方 針

- ㊦ 住宅地内に通過交通が混入しにくい道路パターンとする。
- ㊧ 歩車道分離の徹底を図る。
- ㊨ センター地区の育成に良い条件の道路網として立体交差
が必要な箇所は、将来立体改良できるように計画する。

イ. 道 路 の 構 成

㊦ 広 域 道 路

仮称 東京厚木線	} (建設省の大都市幹線街 路調査結果による。)
仮称 東京第 2 外郭環状線	

上記 2 路線については、昭和 49 年 1 月に発足した京浜
地方交通計画調査委員会において検討中であり、本計画で
は今後の検討課題とする。

(イ) 地域道路 (都市計画道路)

路 線 名	巾 員	延 長 (m)					接 続
	(m)	公団開発地区	農業専用地区	その他地区	地 域 外	計	
横 浜 ～ 上 麻 生 線	22～39	1,550 (1,550)	500	1,080	1,530	4,660 (1,550)	国道 246 号, 羽 沢池辺線
日 吉 ～ 元 石 川 線	22～25	3,070 (3,070)	240 (240)	1,070 (520)	3,400 (340)	7,780 (4,170)	国道 246 号, 東 京丸子横浜線
中 山 ～ 北 山 田 線	18～28	4,070 (4,070)	—	360 (360)	2,540	6,970 (4,430)	日吉元石川線, 中山 駅
新 横 浜 ～ 元 石 川 線	25～38	5,050 (5,050)	—	460 (460)	3,900 (1,360)	9,410 (6,870)	国道 246 号, 宮 内新横浜線
大 熊 ～ 東 山 田 線	20	2,430 (2,430)	—	220 (220)	—	2,650 (2,650)	日吉元石川線, 新 横浜元石川線
東 方 ～ 北 山 田 線	22～38	2,650 (2,650)	—	510 (510)	—	3,160 (3,160)	〃 〃
宮 内 ～ 新 横 浜 線	22～40	—	—	200	4,240	4,440	日吉元石川線, 新 横浜北部地区
丸子～中山～茅ヶ崎線	16～18	1,010 (1,010)	—	—	—	1,010 (1,010)	
計 (8 路線)		19,830 (19,830)	740 (240)	3,900 (2,070)	15,610 (1,700)	40,080 (23,840)	

注 1. 括弧内は, 日本住宅公団施行土地区画整理事業関連として整備する部分の延長である。

(ウ) 地域道路を補完するために補助幹線道路（ $12m \sim 20m$ ）を計画する。（公団開発地区内では8本を計画した。）

(エ) 住区内道路は、住区幹線（巾員 $7.5m \sim 9.0m$ ）と区画街路（巾員 $4.0m \sim 7.5m$ ）を計画する。

ウ. 歩行者専用道路及び自転車専用道路

(カ) 緑の体系の中に組み込まれた歩行者専用道路は、“緑道”と名づけ巾員は $10m$ から $30m$ で計画する。（公団地区内は総延長約 $13Km$ を計画した。）

(キ) 一般の道路とは別に、住宅地内の中に設けた歩行者専用道路は、巾員 $3m$ から $12m$ で、日常生活道路とし、かつ“緑道”にも連絡するよう計画する。

(ク) 自転車専用道路は日常生活やレクリエーションとしての利用目的をもち、本地域内はもとより、周辺地域の自転車専用道路や歩行者専用道路との連けいを保つよう計画する。

エ. 駐 車 場

中心センター、地域センター内については建築物に付置義務の駐車場の他、有料公共駐車場の建設を「センター地区開発計画」の中で検討する。

(2) 鉄 道

ア. 計 画 方 針

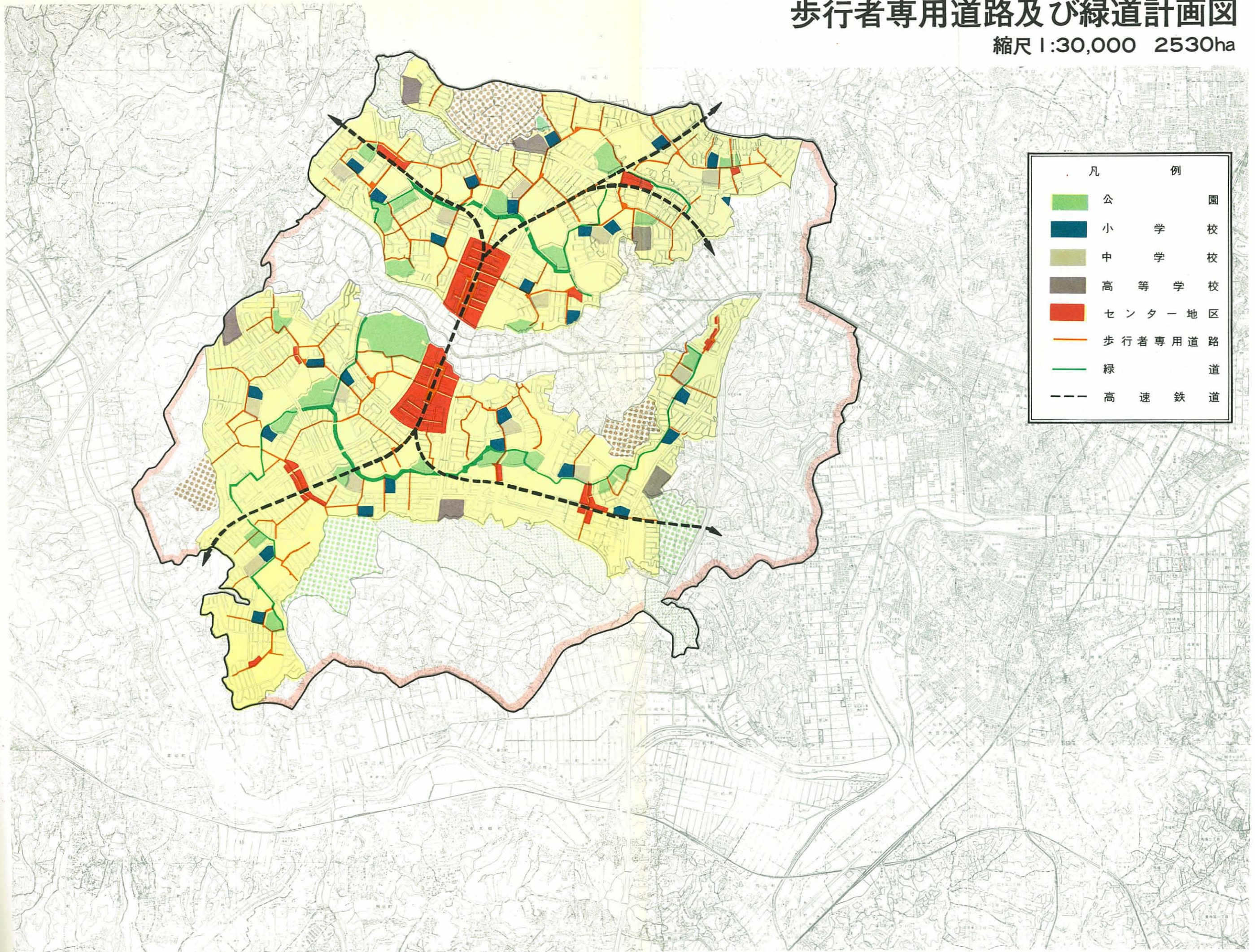
(カ) 横浜都心方向との連絡強化を図る。

(キ) 地区全体へ平均したサービスを図る。

(ク) センター地区の育成強化を図る。

歩行者専用道路及び緑道計画図

縮尺 1:30,000 2530ha



イ. 計 画 路 線

路 線 名	延 長 (m)				接 続
	公団開発地区	農業専用地区	その他地区	計	
市 営 高 速 鉄 道 3 号 線	5,600	400	1,050	7,050	起点 中区本牧 終点 田園都市線
市 営 高 速 鉄 道 4 号 線	3,700	—	1,450	5,150	起点 鶴見 終点 第2地区

ウ. 検 討 路 線

昭和47年3月、都市交通審議会より都営地下鉄6号線の延伸として、港北ニュータウンまでの路線が答申されている。この答申では、詳細のルートまで触れられていず、港北ニュータウン地域内でのルートは、予想ルートとして設定し土地利用を考えた。建設主体及び建設時期については、いずれも未定である。

エ. そ の 他

本地域内の将来の交通機関として、新しいシステムの導入については今後の検討課題とする。

(3) 河 川

ア. 計 画 方 針

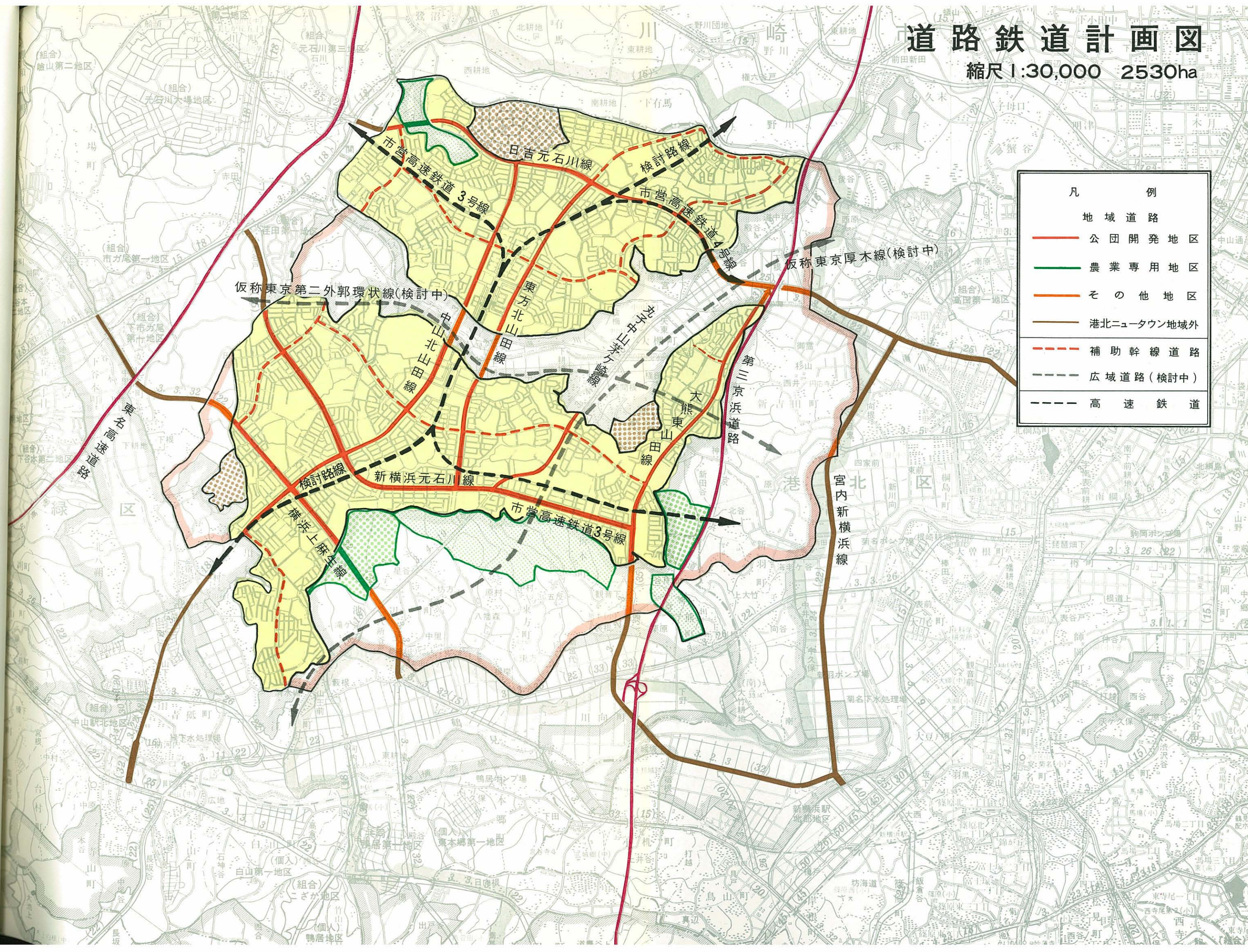
港北ニュータウンの宅地開発により雨水の流出量が増加しかつ流出時間も短縮される等、関係河川に及ぼす影響は、大なるものがある。その河川は主として鶴見川水系の早淵川、大熊川であり流出量の増大が予想されるので、下流部に与える影響を考慮して港北ニュータウン開発に先立ち、これらの河川を早期改修する。



道路鉄道計画図

縮尺 1:30,000 2530ha

凡	例
地域道路	
公団開発地区	——
農業専用地区	——
その他地区	——
港北ニュータウン地域外	——
補助幹線道路	- - - -
広域道路(検討中)	- - - -
高速鉄道	- - - -



イ. 河川別改修計画

河川名	施行区間	流域面積	流路延長	計画巾員	計画高水流量	備考
早淵川	高田橋 ～関根橋	Km ² 27.8	Km 6.89	水路巾員 33.44m～11.5m 管理巾員 3.0m	暫定流量 200m ³ /sec (50mm/h) 計画流量 350m ³ /sec	鶴見川合流点 より高田橋 (1.6 Km) 建設省直轄
大熊川	鶴見川合 流点～ 西原橋	4.1	2.36	水路巾員 46.0m～7.58m 管理巾員 5.0～3.0m	計画流量 70m ³ /sec (81mm/h)	

ウ. 鶴見川改修計画

鶴見川については、国の直轄河川であり、上記各支川の流量に対応するよう計画し、現在一部については工事中である。

なお、港北区鶴見川改修促進連絡会（昭和48年6月発足）等を中心に、国に対して改修促進を要請してゆく。

(4) 下水道

ア. 計画方針

- (ア) 地域内の汚水进行处理し、河川の汚濁を防止する。
- (イ) これらの汚水雨水及び低地帯の滞水进行处理することによって都市環境の整備、公衆衛生の向上を図る。
- (ウ) 排水方式は分流式とする。
- (エ) 汚水の処理区域は、港北処理区、緑処理区とに分れ、それぞれ港北下水処理場及び緑下水処理場で処理ののち、鶴見川へ放流する。雨水は主として鶴見川及び早淵川へ放流する。

4. 排水処理計画

(ア) 港北処理区

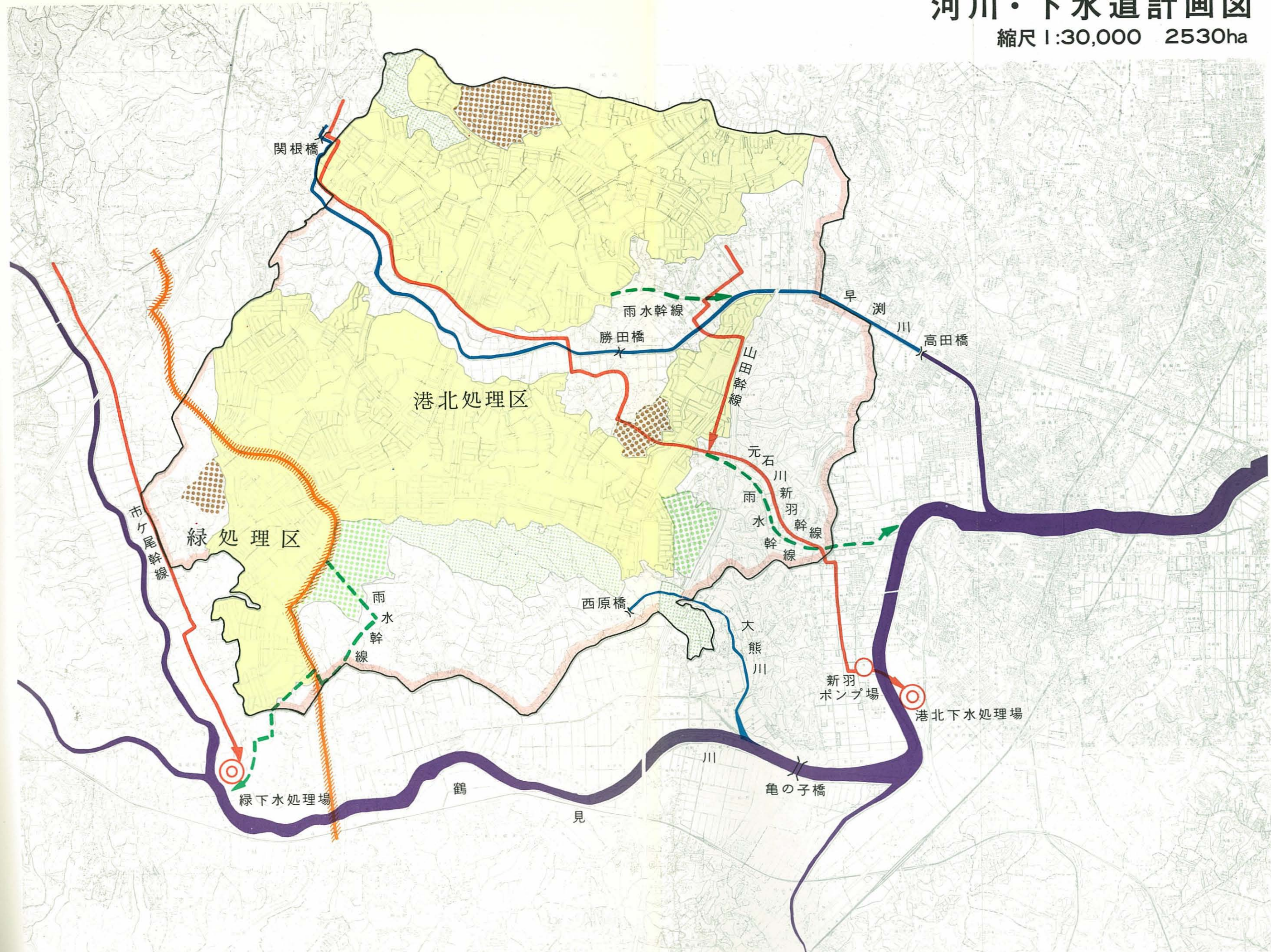
		処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理場 面積	ポンプ場 面積	汚水幹線	雨水幹線
処理区域		6,851.4	885,000	8.3 ha (地域外)	0.7 ha (地域外)	元石川新羽幹線 ● 135 cm ~ ■ 240 cm 8.20 km 山田幹線 ● 25 cm ~ ● 150 cm 3.87 km	早淵川系 1線 1.08 km 鶴見川系 2線 5.79 km
ニュー タウン 地域	公団開発地区	1,158.0	193,000				
	公団開発地区外	1,144.0	68,000				
地域外		4,549.4	624,000				

(イ) 緑処理区

		処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理場 面積	ポンプ場 面積	汚水幹線	雨水幹線
処理区域		7,648.0	852,000	8.7 ha (地域外)	—	市ヶ尾幹線 ■ 240 cm ~ ■ 270 cm 350 m	—
ニュー タウン 地域	公団開発地区	158.0	27,000				
	公団開発地区外	70.0	12,000				
地域外		7,420.0	813,000				

河川・下水道計画図

縮尺 1:30,000 2530ha



(5) 上 水 道

ア. 計 画 方 針

(ア) 港北ニュータウン地域内への給水は本市の上水道供給計画の一環として調整を図ってゆく。

(イ) 地域内での給水は、早淵川より北側地域は主として第1地区に新設する配水池から、また、南側地域は既設港北配水池の構内に新設する配水池からそれぞれ給水する。

イ. 給 水 計 画

	給水区域	配水池容量	ポンプ施設	配水管(mm)
(仮称) 牛久保配水池系	公団開発 地区内外	30,000 m^3 (新設)	1 か所	Ø 1,100~900 Ø 600~ 50
港北配水池系	公団開発 地区内外	120,000 m^3 (既設) 16,000 m^3 (新設)	1 か所	Ø 1,100~700 Ø 600~ 50

(6) 公 園 緑 地

ア. 計 画 方 針

(ア) 都市内の緑を公園とか緑地などのように単体としてとらえるのではなく、緑の構成要素となりうる生活環境空間(校庭、社寺境内、屋敷林、竹林、河川敷、農業専用地区、集合住宅の棟間等)を緑道又は歩行者専用道路で有機的に結び、これらを一体のものとして位置づける。

(イ) また、これらは、屋外レクリエーションの場や災害時の避難場所として利用できるようにする。

(ウ) 公共公益施設は、極力緑化を図り、住民みずからによる「緑のまちづくり」の模範となるよう努力する。

イ. 段階構成及び誘致圏

土地利用別によって、次のような段階構成となる。

児童公園(250m) 近隣公園(500m) 地区公園(駅勢圏) 総合公園

()内は誘致距離

ウ. 公園数及び面積

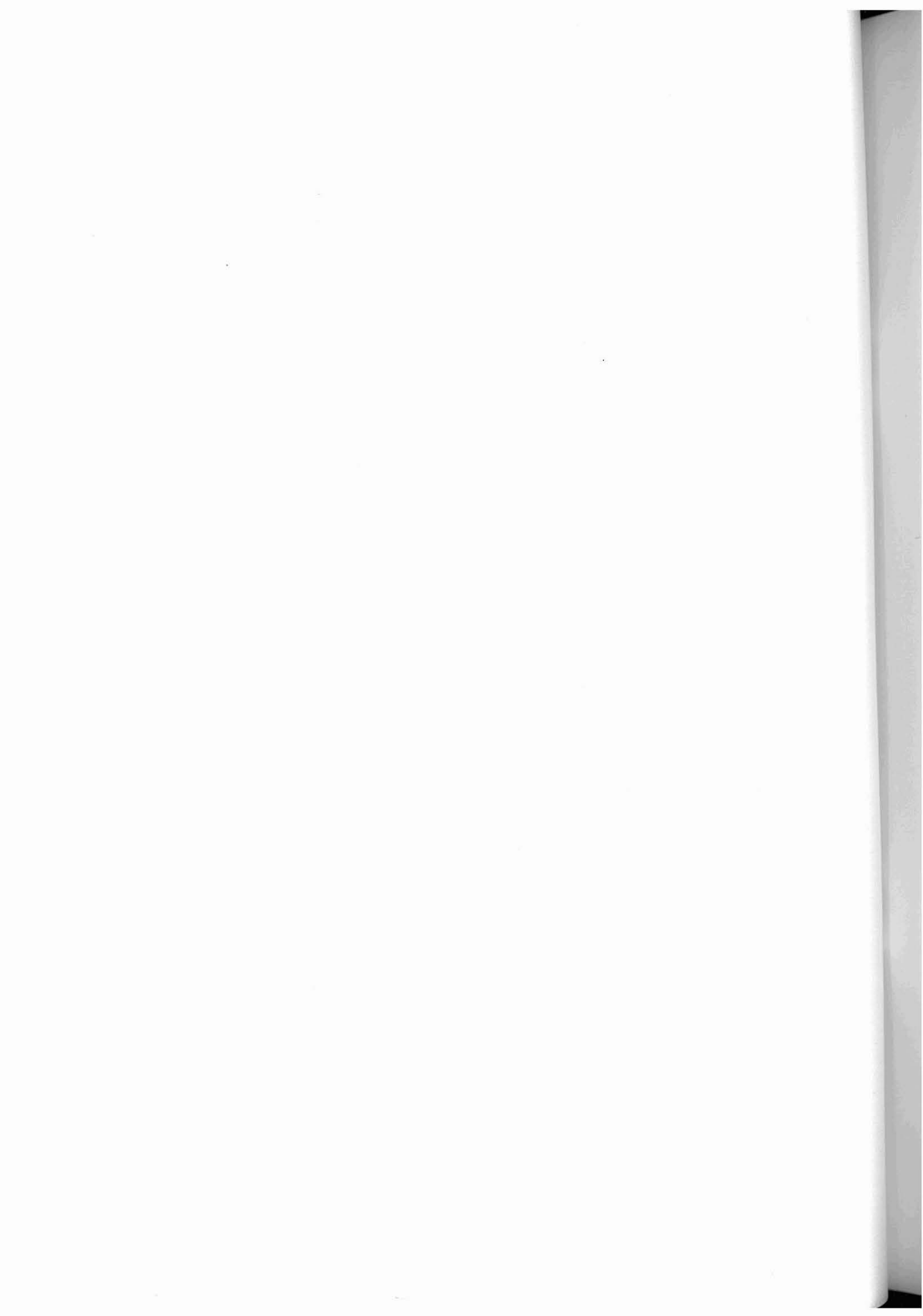
種 別	児 童 公 園			近 隣 公 園			地 区 公 園			総 合 公 園			合 計		
	公園数	単位面積	総面積	公園数	単位面積	総面積	公園数	単位面積	総面積	公園数	単位面積	総面積	公園数	総面積	面積比率
公団開発地区	カ所 64	0.12 ^{ha} ~0.45	11.23 ^{ha}	カ所 13	1.85 ^{ha} ~4.10	30.44 ^{ha}	カ所 5	3.06 ^{ha} ~7.69	27.88 ^{ha}	カ所 1	18.21 ^{ha}	18.21 ^{ha}	カ所 83	87.76 ^{ha}	66%
公団開発地区外	※16	—	1.60	※1	1.00	1.00	—	—	—	—	—	—	17	2.60	—
計	80	—	12.83	14	—	31.44	5	—	27.88	1	—	18.21	100	90.36	—

※ 児童公園：すみれが丘(1) 川和(7) 勝田団地(2) 新吉田
(4) 大熊(1) 新羽(1)

近隣公園：すみれが丘(1) これらは既に整備済である。

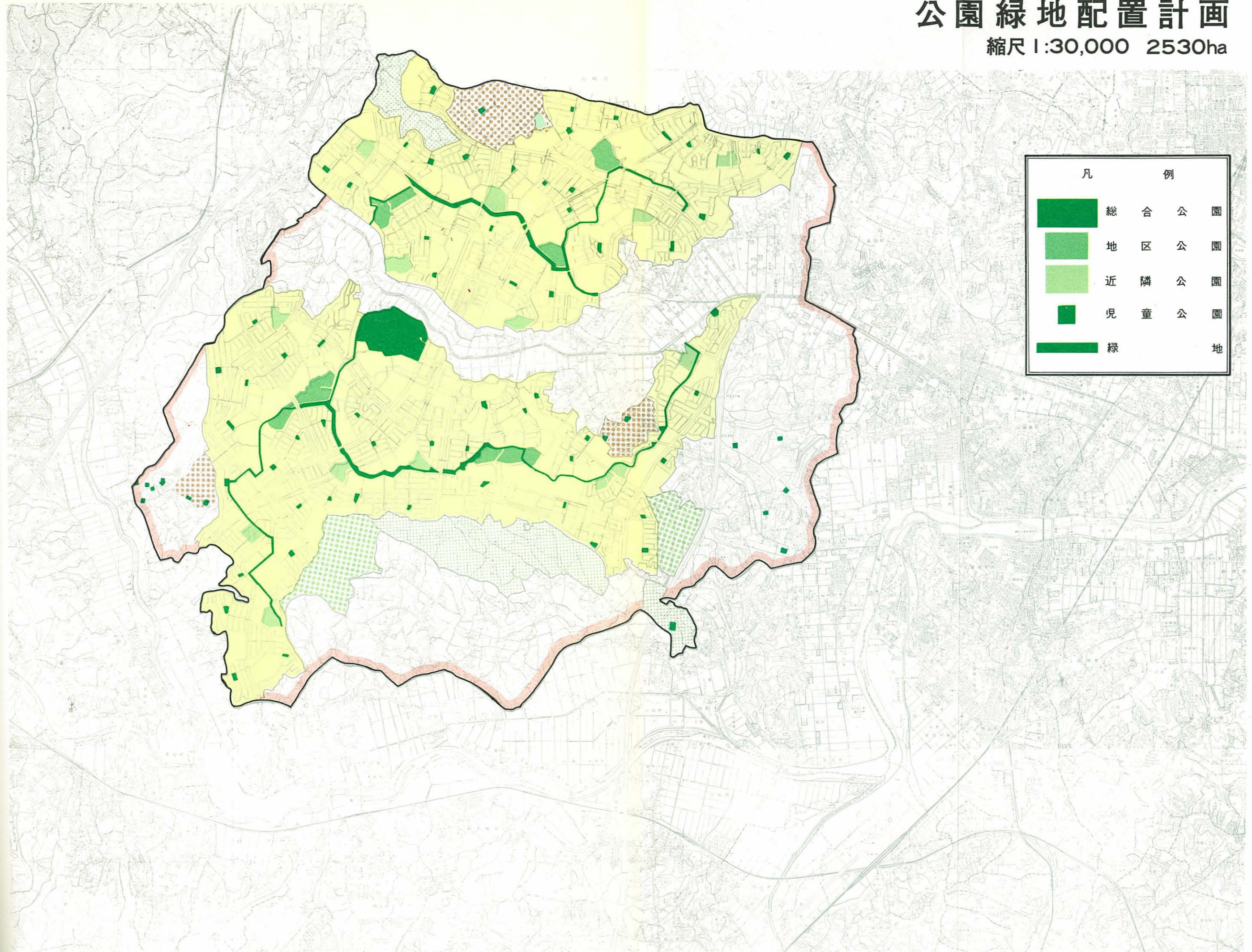
(注) 緑地は公団開発地区内で、面積 12.06 ha, 延長約 4 Km
ある。

集合住宅地には、プレイロット（民有）を設ける。



公園緑地配置計画

縮尺 1:30,000 2530ha



(7) 文 化 財

ア. 保 存 方 針

- (㉞) 港北ニュータウン地域内に現存する埋蔵文化財は文化財保存と開発計画の調和を図りつつできる限り保存に努力する。
- (イ) 現況保存が不可能なものについては、可能な限り記録保存を行う。
- (ウ) センター地区の周辺に発見された埋蔵文化財C-7, C-8遺跡(方形周溝墓群, 環濠集落跡)の取扱いについては、昭和49年3月13日港北ニュータウン文化財問題協議会の報告の内容を十分尊重する。

1. 文化財保存計画

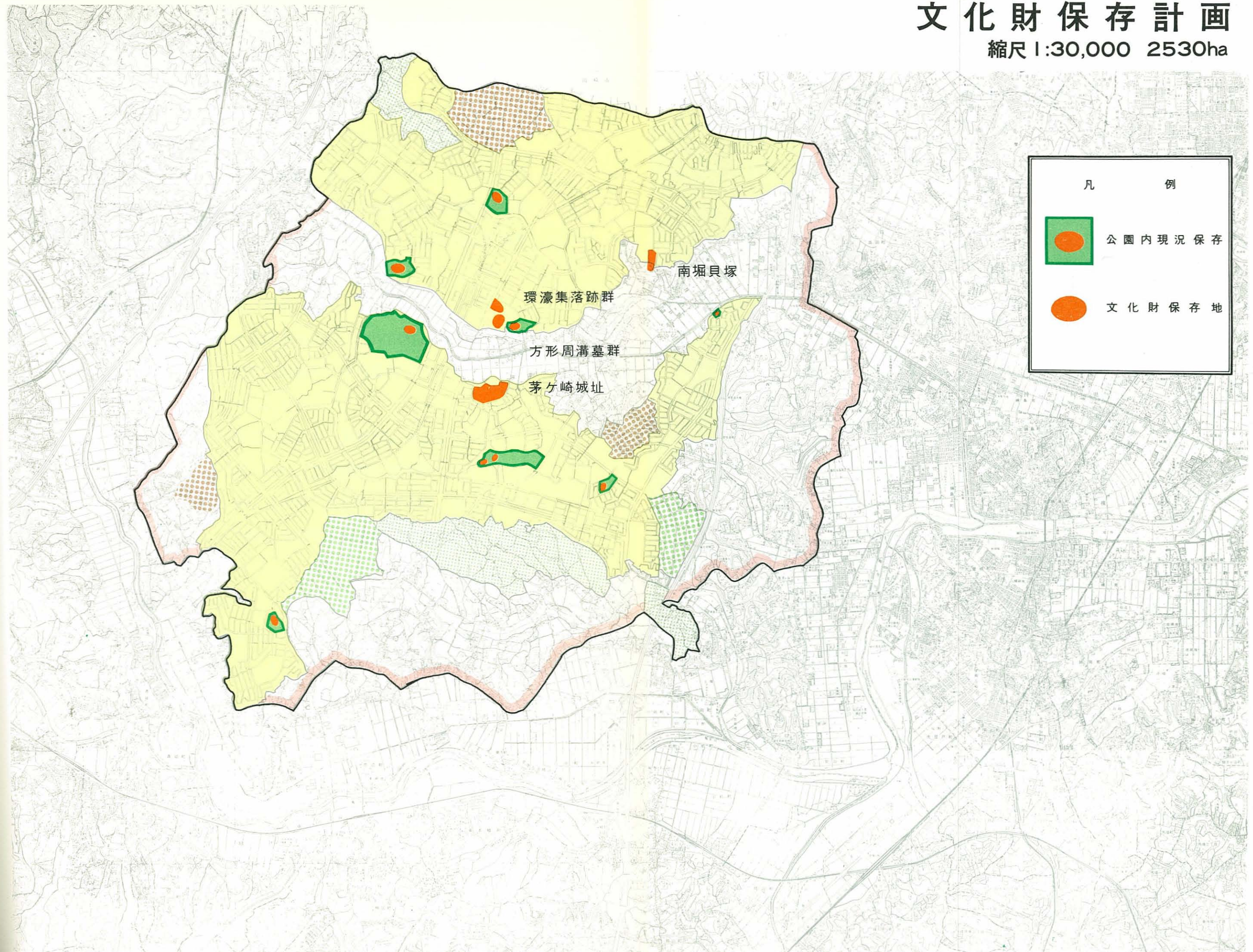
- (㉞) 公団開発地区内には約250か所の遺跡が分布している。このうち現況保存については公園計画との調和をとりつつ、公園内に9か所保存し、また南堀貝塚、茅ヶ崎城址も保存を図る。なおC-7, C-8遺跡については、土地利用との調和を行ないその大部分の現況保存を図る。
- (イ) 現況保存の困難な遺跡については、造成工事に先立ち、発掘調査を行ない、各種資料を整理して報告書を作成し、郷土資料館(仮称)に陳列するなど、記録保存を図る。
- (ウ) 公団開発地区外の遺跡については当分の間は現況にとどめ、将来の土地利用計画の策定段階で措置方針を定めるものとする。
- (エ) 金石文関係についても調査整理を行ない、保存について

今後検討する。

- (㊦) 港北ニュータウン地域の古き良き歴史を後世に残すため、
郷土史を編さんして郷土風俗文化等の資料収集を図る。

文化財保存計画

縮尺 1:30,000 2530ha



3. 公団開発地区

(1) 開発手法 土地地区画整理事業

(2) 事業の名称 横浜北部新都市第1地区土地地区画整理事業
横浜北部新都市第2地区土地地区画整理事業

(3) 施行者 日本住宅公団

(4) 施行地区の区域及び面積

第1地区	港北区東山田町，北山田町，南山田町，大圃町，牛久保町，中川町 すみれが丘	} の一部 546.7 ha
------	---	-------------------

第2地区	港北区勝田町，大圃町，南山田町 茅ヶ崎町，新吉田町，新羽町 緑区荏田町，大熊町，折本町，東方町，池辺町，川和町，佐江戸町	} の一部 768.8 ha
------	--	-------------------

(5) 設計

ア. 街路

街路は，都市計画道路を根幹とし，補助幹線道路は，12 m ～ 20 m とする。また住区内街路（4.0 m ～ 9.0 m）は原則としてコの字型に設計し通過交通が住宅地内に入り込みにくいかたちとした。さらに歩行者の安全を図るため歩行者専用道路（巾員 3.0 m ～ 12 m）を設けた。

イ. 公園緑地

公園緑地は開発地区面積の約8%で，現存植生を尊重し，また，各種施設の利用圏等を考慮して配置する。

ウ. 排水処理

排除方式は分流式とし、雨水は側溝及び管渠により、大部分は早淵川、大熊川を経て鶴見川へ放流する計画とする。汚水は管渠により、港北及び緑下水処理場へ流入し処理する計画とする。

エ. 上水道等

上水道は横浜市営水道で給水し、ガスは東京ガス㈱、電気は東京電力㈱よりそれぞれ供給する計画とする。

オ. 学校教育施設

学校は第1地区 小学校12、中学校6、高校3、第2地区 小学校14、中学校7、高校3を計画する。

カ. 鉄 道

市営高速鉄道3号線及び4号線のルートを想定し、第1地区に4号線の駅を2駅と3号線の駅を2駅、第2地区に3号線の駅を2駅予定する。なお、東京からの6号線の延伸を想定する。

キ. 減 歩 率

減歩率は平均合算減歩率35%とする。

ク. 事業施行期間

施行予定年度 昭和49年度～昭和60年度

ケ. 土地利用計画

種 目	第 1 地 区				第 2 地 区				計			
	箇所数	延長 <i>m</i>	地 積 <i>m</i> ²	地積割合 %	箇所数	延長 <i>m</i>	地 積 <i>m</i> ²	地積割合 %	箇所数	延長 <i>m</i>	地 積 <i>m</i> ²	地積割合 %
道 路												
都市計画道路		6,158	14,430	27	—	13,698	395,100	5.1	—	19,856	539,400	4.3
区画街路		93,586	73,442	13.4	—	123,245	95,447	12.4	—	216,831	1,688,897	12.6
歩行者専用道路		27,553	196,760	3.6	—	31,834	276,340	3.6	—	59,387	473,100	3.6
広 場	3	—	18,000	0.3	3	—	27,000	0.4	6	—	45,000	0.4
計		127,297	1,093,480	20.0	—	168,777	1,652,917	21.5	—	296,074	2,746,397	20.9
河 川			4,553	0.1	—		1,576	0.0	—		6,129	0.0
水 路		5,205	30,460	0.6	—	11,115	36,300	0.1	—	6,320	34,090	0.3
公 園					1		182,100	2.4	1		182,100	1.4
総合公園	9		280,700	5.2	9		302,500	3.9	18		583,200	4.4
近隣公園	27		51,600	0.9	37		60,700	0.8	64		112,300	0.9
児童公園			54,000	1.0			66,600	0.9			120,600	0.9
緑地	36		386,300	7.1	47		611,900	8.0	83		998,200	7.6
計			1,514,793	27.7			2,270,023	29.5			3,784,816	28.8
合 計			2,169,907	39.7	—	—	3,107,751	40.4	—	—	5,277,658	40.1
民 有 地	—	—	5,253	0.1	—	—	15,547	0.2	—	—	20,800	0.2
国 有 地	—	—	1,149,630	21.0	—	—	1,590,649	20.7	—	—	2,740,279	20.8
日本住宅公団	—	—	6,892	0.1	—	—	1,530	0.0	—	—	8,422	0.1
日本道路公団	—	—	1,525	0.0	—	—	—	—	—	—	1,525	0.0
日本電信電話公社	—	—	1,158,047	21.2	—	—	1,592,179	20.7	—	—	2,750,226	20.9
計	—	—	3,333,207	61.0	—	—	4,715,477	61.3	—	—	8,048,684	61.2
合 計	—	—	619,000	11.3	—	—	702,500	9.1	—	—	1,321,500	10.0
保 留 地	—	—	5,467,000	100.0			7,688,000	100.0			13,155,000	100.0
総 計	—											

4. 既 開 発 地 区

港北ニュータウン地域内で既に開発され又は、市街地として整備されている、市営勝田団地、北山田団地、川和高校等の3地区は、市街地整備の計画には含めないものとする。

3地区の概要は下表の通りである。

地 区 名	開 発 手 法	面 積	主要都市施設
市営勝田団地	公営住宅事業	14ha	小学校 1. 保育所 1. 郵便局 1.
北 山 田 地 区	土地区画整理事業 (組 合)	38	
川 和 高 校 等	宅地造成事業	15	高等学校 1.



市 街 化 調 整 地 区

天 地 人 物 事 物 之 理

第 3 章 市 街 化 調 整 地 区

1. 計 画 方 針	32
2. 農 業 専 用 地 区	33
(1) 地 区 の 概 況	33
(2) 農 業 基 盤 整 備 事 業 計 画	34
(3) 農 業 施 設 整 備 事 業 計 画	35
3. そ の 他 地 区	35
(1) そ の 他 地 区 の 方 針	35

第 3 章 市 街 化 調 整 地 区

1. 計 画 方 針

近年、無秩序な都市化の波により、大都市周辺の農家は優良農地の潰廃、収穫量の低下等、農業に対する意欲はますますそこなわれようとしており、農業を維持育成し、健全な農業経営を行なうことが困難となっている。港北ニュータウンにおいては、これから貴重な農耕地を生産緑地として位置づけ、計画的に保全し、かつ強化育成するために農業専用地区を設定し、都市農業の発展と併せて都市構成の中で調和した姿をつくりだそうとするものである。また農業専用地区は約 420 ha を最終目標とし、当面、約 230 ha の事業化を図っていく。そのほかの約 190 ha については本地域の「その他地区」の中で第 2 次計画として適当な位置を選定し設定することを今後検討する。

また農業専用地区を建設し、農業経営の確立を図るための条件整備として土地の基盤整備あるいは、農業施設の整備等を積極的に指導する。

一方農業専用地区以外の「その他地区」は当分のあいだ開発保留地区とし、計画人口約 8 万人に見合った土地利用方針を別途検討していく。

2. 農業専用地区

(1) 地区の概況

ア. 地区の名称，区域，面積

名 称	区 域	面 積
新羽大熊農業専用地区	港北区・新羽町地内，緑区・大熊町地内	約 23 ha
都田農業専用地区	緑区・池辺町，東方町，折本町，地内	約 163 ha
大熊農業専用地区	緑区・大熊町地内	約 20 ha
牛久保農業専用地区	港北区・牛久保町地内	約 24 ha

イ. 地区の現況

新羽大熊農業専用地区	丘陵地帯で中央に谷戸が入り込み起伏に富んでいる。鶏舎が1棟，土地利用は田畑約70%，山林原野約10%，その他20%である。中央部の谷戸田に湧水があり水田の源となっており，排水は大熊川に流れている。
都田農業専用地区	東西約3 Kmの細長い地区で谷戸が深く入り込んでいる。住宅は約40戸，鶏舎，豚舎が約30棟，土地利用は田畑約50%，山林原野約40%，その他約10%である。地区内の排水は大熊川に流れている。

大熊農業 専用地区	比較的なだらかな斜面の地形である。 住宅は約20戸，地区の中央部に神社があり近くに保育園，青年の家と大熊町公園がある。土地利用は田畑約70%，山林原野約10%，その他20%である。排水は大熊川に流れている。
牛久保農業 専用地区	西側を尾根として東側に比較的なだらかな斜面の地形で，2本の谷戸がある。住宅は約30戸，その他共同集荷場がある。土地利用は田畑約50%，山林原野約40%，その他10%である。

(2) 農業基盤整備事業計画

農業生産性の向上を図るため，道路，水路並びに圃場の整備を行なうとともに，畑地かんがい施設の整備を行なう。

(3) 農業施設整備事業計画

地 区 名	施 設
新羽・大熊農業専用地区	野菜ハウス，温室，トレンチャー，灌水用スプリンクラー，家畜ふん土土地還元施設等の整備を行う。
都田農業専用地区	野菜ハウス，温室，花温室，トレンチャー，灌水用スプリンクラー等の整備を行う。
大熊農業専用地区	野菜ハウス，温室，花温室，トレンチャー，灌水用スプリンクラー等の整備を行う。
牛久保農業専用地区	野菜ハウス，温室，花温室，トレンチャー，灌水用スプリンクラー等の整備を行う。
全地区関連	グリーンサービスセンター（構想）

3. そ の 他 地 区

(1) その他地区の方針

現在，この地区の大部分が市街化調整区域で，都市計画法上市街化を抑制する区域であり，当分の間は現状以上の乱開発を防止するため開発保留地区としている。この地区の将来展望は，港北ニュータウン全体の計画人口に見合った土地利用，公共公益施設及び日常生活に関連した施設の充実を図るなど，諸般の事情を勘案し，また，農業専用地区の設定の可能性等も考慮して，整備方針を別途検討していく。





都市施設整備計画



第 4 章 都市施設整備計画

1. 計画方針	36
2. 都市施設	38

第 4 章 都市施設整備計画

1. 計画方針

- (1) 計画の範囲は、国県市関係の公共公益施設である行政管理施設、社会福祉施設、社会教育施設、学校教育施設、医療施設、公益施設、その他の施設とする。
- (2) 各種施設のうち広域を対象とした施設については、港北ニュータウン内の市民はもちろん、港北区、緑区等横浜市北部に居住する人も利用できるよう交通の便利な中心地区等に計画する。
- (3) 港北ニュータウン地域内の計画人口は約 30 万人、港北区、緑区内人口は約 92 万人と推定する。
- (4) 港北ニュータウン地域を中心として、将来行政区再編成の可能性を含めて検討する。
- (5) 文化的施設は、現在大部分横浜市中心部に依存しているが、港北ニュータウン地域は将来横浜市北部地域文化圏の中核を成すように計画する。
- (6) 各種施設を設置主体別に分けると、地域密着型の強い施設や社会福祉施設は、民間の協力を得ながら横浜市も積極的かつ重点的に建設することが必要であり、本計画においてもそのように計画する。
- (7) 次表に掲げる施設の他に今後新たに必要とおもわれる施設については、全市的視野にたって検討し、都市の美観並びに周囲の環境と調和し、また近代的な施設の導入と、老人や子供あるいは心身に障害のある人々への十分な配慮をした計画とする。

- (8) 都市施設のうち、とくに住民の使用が多いものについては住民の自主的な運営を積極的にすすめるよう指導するものとし、在来住民と新住民との融合の場として位置づけ、コミュニティ形成の一助となるようその活用を図る。また、市が直接建設しない施設のうち、とくに市民生活に必要な施設（医療、日用品等）についてのシステム化を図ることを今後検討する。

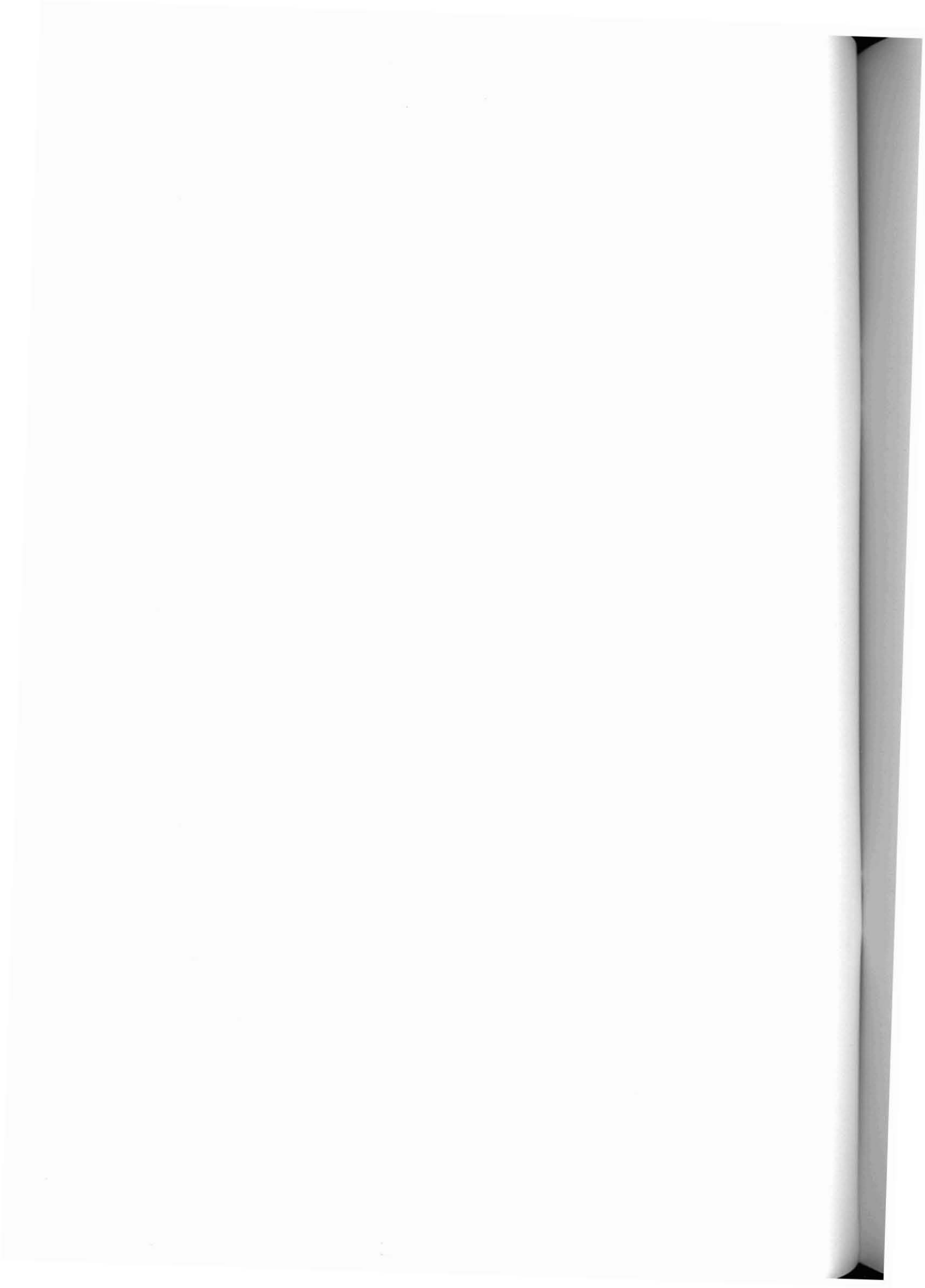
2. 都 市 施 設

種 別 施 設 名	公団開発地区		公団開発地区外	備 考
	施設数	面 積	施設数	
行政管理施設 総合庁舎	か所 1	m ² 15,000	か所	区役所，保健所，建築出張所，福祉事務所，水道営業所，消防署等
土木事務所	1	4,000	1 (1)	
消防出張所	3	3,000		
			その他 普通郵便局，税務署，警察署等	
計	5	22,000	1 (1)	
社会福祉施設 保育所	13	32,500	(1)	清掃工場用地内に設置
児童相談所	1	1,700		
身障児通園施設	1	1,200		
福祉工場	1	10,000		
老人福祉センター	1	(3,300)		
計	17	45,400	(1)	
社会教育施設 市民文化センター	1	21,000	2	
地区センター等	4	8,000		
地域集会施設	1	15,000		
地域体育館	1	10,000		
図書館	1	7,000		
郷土資料館	1			
計	8	61,000	2	
医療施設 総合病院	1	40,000		成人病センター，老人病センター，検診センター等 その他 専門医診療所，一般医診療所等
計	1	40,000		

種 別	施 設 名	公団開発地区		公団開発 地 区 外	備 考
		施設数	面 積	施設数	
学校教育施設	小 学 校	か所 26(1)	m ² 324,000	か所 1 (5)	
	中 学 校	13	249,000	(2)	
	集 合 運 動 場	13	258,000		
	高 等 学 校	6	218,000	(1)	
	養 護 学 校	2	20,000		
計		60(1)	1,069,000	1 (8)	
公 益 施 設	バ ス 営 業 所	2	20,000		検討路線のルートを想定 した用地を含む 第 1 地区 これ以上の面積は農専地 区内で確保の予定
	バ ス 交 代 基 地	3	3,000		
	鉄 道 用 地		160,800		
	配 水 池	1(1)	25,000		
	清 掃 工 場	1	65,000		
計		7(1)	273,800		
その他の施設					電気，ガス，電々，商業 業務等
合 計		か所 98(2)	m ² 1,511,200	4 10 か所	

(注1) 施設数および施設面積は、将来の都市社会の変動，計画の進行等を十分考慮して情勢に応じた弾力的運用をはかるものとする。

(注2) () 内の数字は既設数を示す。





その他の



第 5 章 そ の 他

1. 環境保全対策	40
2. 生活対策	40
3. センター地区計画	41
4. 住宅供給計画	41
5. 地域冷暖房	41
6. C A T V	42
7. 共同溝	42

第 5 章 そ の 他

この章においては、第 1 章から第 4 章までに触れられていない各種計画について概略をのべる。ここでとりあげる各種の計画の項目は以下のとおりである。

「環境保全対策」「生活対策」「センター地区計画」「住宅供給計画」「地域冷暖房」「CATV」「共同溝」

1. 環 境 保 全 対 策

良好で充実した生活環境を形成し保全するために必要な条件として、安全性、保健性、利便性、快適性を基本計画の中に積極的に取り入れるよう留意した。安全性については、歩車道分離、緑の体系の確立を図り、保健性については、上下水道の完備、医療施設の整備、利便性については、大量輸送機関の導入、各種都市施設の整備、快適性については、緑の体系の確立、土地利用の純化（用途地域地区制により実現）等によって、生活環境を整備保全するものとする。

2. 生 活 対 策

港北ニュータウン建設により従来の生活基盤の転換を余儀なくされる地域住民の生活対策としては、就労希望者に対する職業指導、また不動産経営、各種の商業経営、センター地区開発への参加等があり、現在検討中である。また港北ニュータウン生活対策地元相談所を開設してこれにあたっている。

さらに、土地区画整理事業終了ののち、民有地の相当部分は、当分の間空閑地として残る場合も予想され、これらの土地をいた

ずらに放置するのではなく、暫定的な土地利用計画を策定し、住民の生活対策に十分活用できる方法を、今後検討することとする。

3. センター地区計画

センター地区計画は、港北ニュータウン地域が横浜北部地域の中心となりうるかどうかの重要な計画である。そのため以下にあげる諸点を十分考慮に入れて、具体的な内容について検討中である。

- (1) 横浜都心に不足している都市機能及び横浜北部地域の中心にふさわしい施設等の誘致。
- (2) 横浜市が中心となり地元及び公団が一体となったセンター地区の開発。
- (3) 交通輸送の条件を活用し、横浜都心との有機的結合をはかる。

4. 住宅供給計画

住宅供給は、大別して民間による供給と公的機関による供給に分けられる。本計画による公的機関の供給量は、昭和60年度まで約3万戸を見込んでおり、今後の市内の公的住宅建設の主要部分をなすことと考えられる。本市の住宅政策として、公的住宅等に対しては横浜市民の優先入居を前提とし、また地権者が行なう住宅及び宅地の分譲についても市民を優先させる方策について今後検討していく。

5. 地域冷暖房

快適な生活環境づくりと大気汚染の防止から、地域冷暖房の活用が望まれるので、その具体的な方法は今後の検討課題とする。

6. CATV（有線TV共同聴視方式）

港北ニュータウン地域においては、将来地域文化教育等の形成に寄与させるためCATVの導入について今後の検討課題とする。

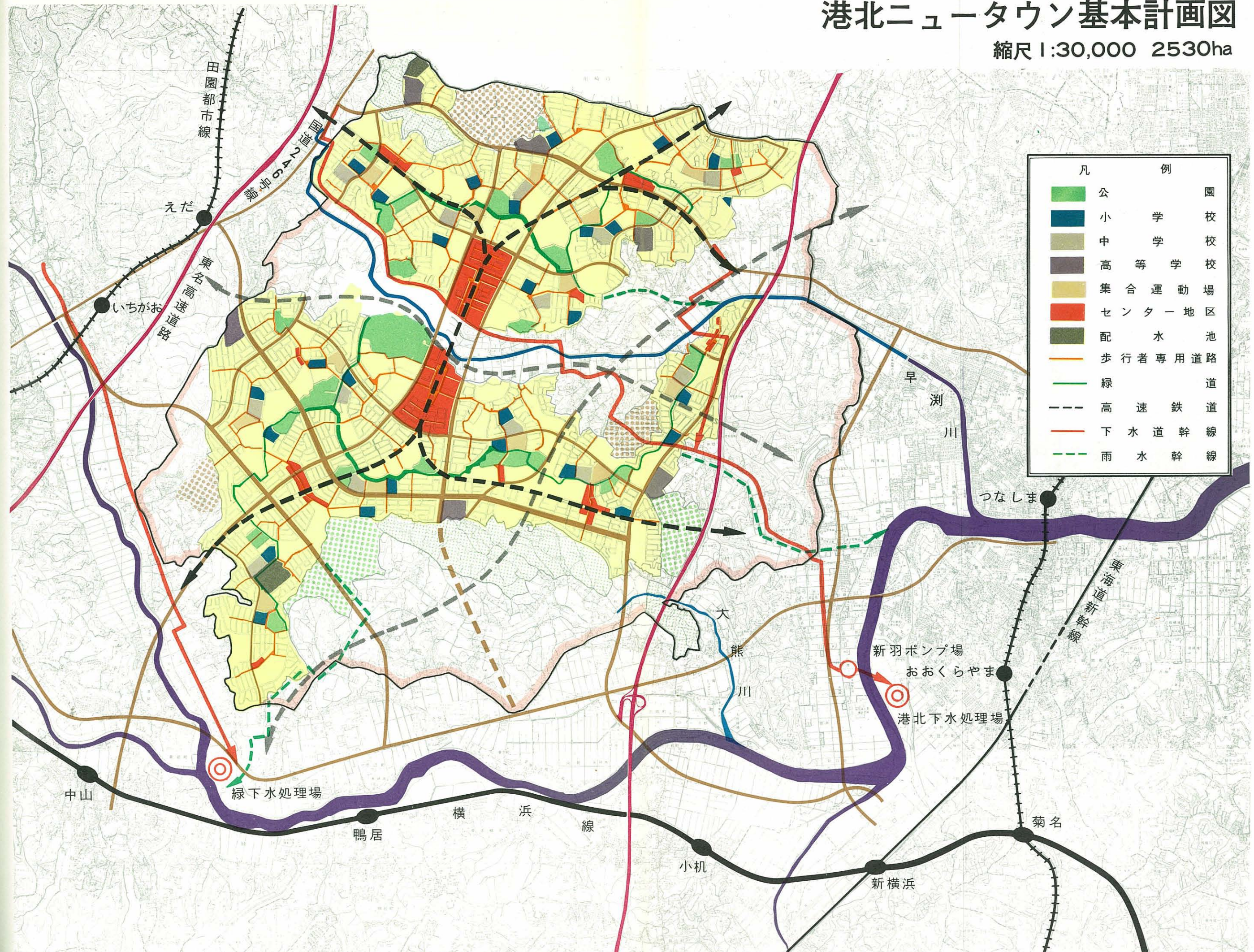
7. 共 同 溝

港北ニュータウン、特に公団開発地区内では、上水道、下水道、電気、ガス、電々等の幹線が計画されており、主要幹線道路に埋設される可能性が大きいので計画的に整備する必要がある。

また、道路の保全、円滑な交通確保、公衆災害の防止および都市景観等から共同溝の建設が必要と考えられるので、今後、横浜市と各企業体が共同して検討していく。

港北ニュータウン基本計画図

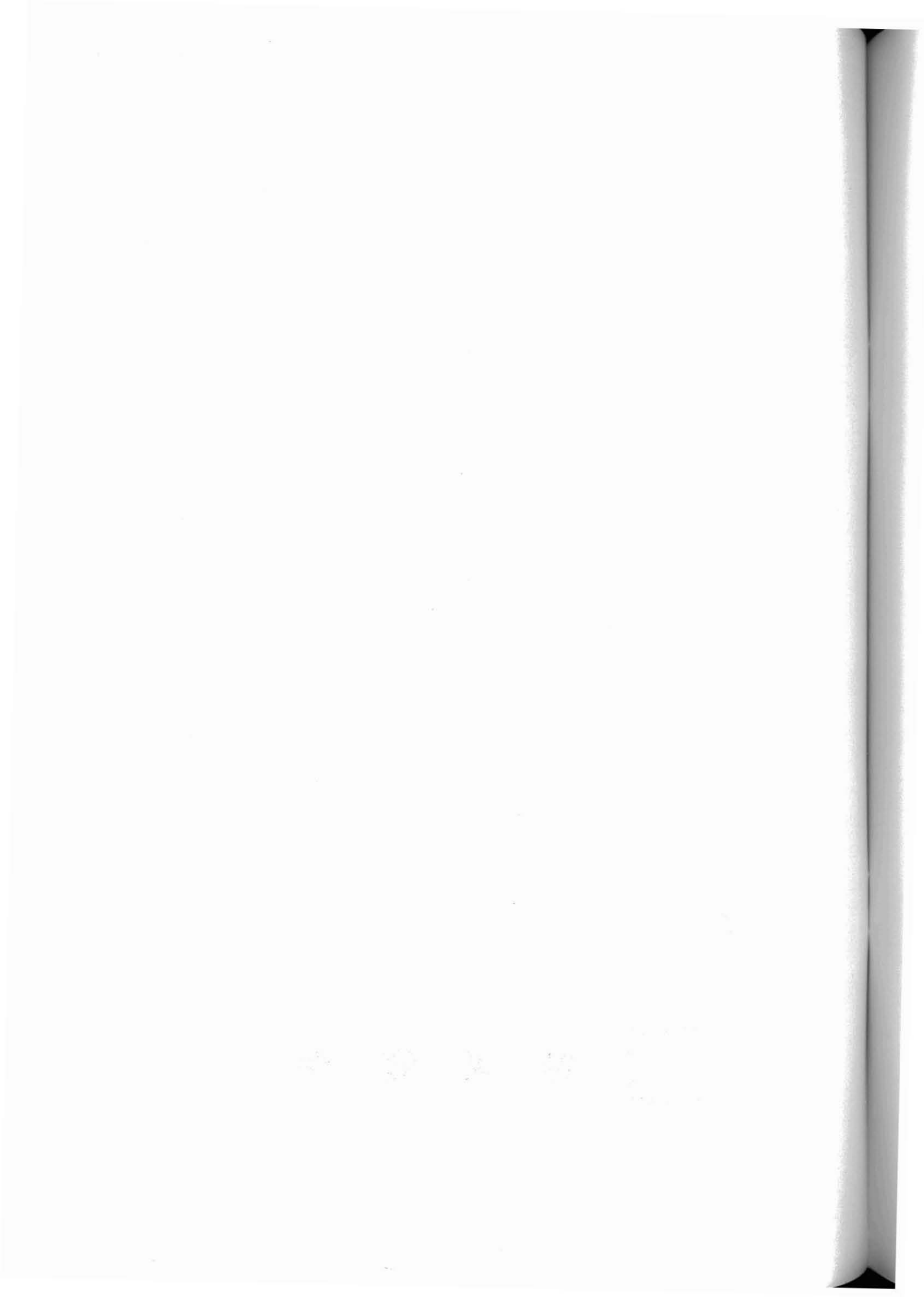
縮尺 1:30,000 2530ha



成る。道、埋都浜



参 考 資 料



参 考 資 料

I	資金計画指標	44
II	横浜市基本構想	50
III	港北ニュータウン基本計画(案)答申書	59

I 資金計画指標

わが国の経済は、昨年来異常な物価上昇や石油危機、物資不足等、経済の根底にかかわる情勢の変化に見まわれている。

このような情勢のなかで、資金計画については、長期はもちろん中期の財政見とおし及びその他の計画の基礎となった諸条件についても予測困難な事態になっている。

このため、基本計画での資金計画の策定は今後の情勢の推移を見て再検討するものとする。基本計画(案)における事業費試算の内容は、資金計画指標として今後の行政の参考に供するものとし、ここに収録する。

今後具体的な事業の実施に当っては、各事業年度における経済情勢、財政事情等を充分考慮して実施するものとする。

資金計画（港北ニュータウン基本計画(案)より抜粋）

1. はじめに

前章までの計画を実現していくためには、これに要する事業費について検討を行なう必要がある。

しかし、本計画の施設の全てについて試算することは、各施設設置の時間差、人口定着の年度割等が推定困難な現時点では、建設の進捗状況に応じ時間的段階を追って算定していくことが適当であろうと考えられる。

事業費算定の内容は次のように2大別して検討した。

- (1) 土地の基盤整備 …………… 土地の区画形質の変更、造成（日本住宅公団施行土地区画整理事業及び農業専用地区整備事業）とそれに対応した基幹施設（都市計画道路、上下水道等）。

- (2) 都市施設の整備 …………… (1)の整備後、計画人口に必要と考えられる公共公益施設及び本市全体の水準の向上に役立つ広域的施設等。

今回の算定は(1)の整備に要する事業費とその財源について試算した(港北ニュータウン基盤整備事業費一覧表参照)。

(2)は、現時点では、前提で述べたとおり人口定着の年度割が推定困難なため、それが明らかになるにつれて順次試算していくものとする。

2. 前 提 条 件

事業費算定の前提条件は次のとおりである。

(1) 算 定 の 基 礎

今回は昭和47年度時点の価格を用いたので、今後の経済・財政事情等の変動に対しては、その都度時点修正を行なうものとする。

(2) 横浜国際港都建設総合計画等の調整

この基本計画は、第2次横浜国際港都建設総合計画の一環として、これに整合した内容でなければならないが、現時点では本計画が先行しているので、今回は一応単独で事業費を試算した。今後同計画との調整を十分図っていくため事業費に多少の変更が有り得る。なお、国、県、本市等の各種の全体計画との整合についてもつねに留意していくこととする。

(3) 財 源 の 内 訳

基幹施設整備事業費の財源内訳は、関係各機関と協議が整ったものはこれに基づいて試算した。なお、このうち都市計画道

路事業費及び下水道事業費の一部にかかる国庫補助事業費については、「公共事業として採択されるもの」として試算した。

3. 港北ニュータウン建設事業費

□ 港北ニュータウン基盤備事業費

単位 百万円

事業名		事業費	摘 要					
市街化整備計画	日本住宅公団施行土地区画整理事業	100,000	事業計画書(案)に基づく					
	事業名	事業費	財 源 内 訳					摘 要
			国	県	市	公団	その他	
	都市計画道路	10,590	7,060	—	1,765	1,765	—	新横浜元石川線, 日吉元石川線, 中山北山田線, 他4路線(延長23,840m) なお, これに関連した横浜都心方面の機能の強化に必要な路線をも含めた事業費は16,338百万円(延長27.9km)
	河川	5,800	1,482	1,335	1,233	1,750	—	早淵川, 大熊川の河川改修
	下水道	7,890	2,863	—	1,026	4,001	—	処理場, ポンプ場, 幹線管渠等の地区外負担対象事業費と地区内国庫補助対象事業費, うち公団負担は, 地区外2,500百万円, 地区内1,501百万円 なお, 既成市街地の地区外関連事業費をも含めた事業費は16,264百万円
	上水道	2,537	—	—	383	2,154	—	配水池, ポンプ施設, 配水本管等
	埋蔵文化財発掘調査	400	—	—	100	300	—	発掘箇所数 約200
	計	27,217	11,405	1,335	4,507	9,970	—	
都市備農計画	事業名	事業費	財 源 内 訳					摘 要
			国	県	市	公団	その他	
	農業専用地区整備事業	1,969	—	—	1,833	—	136	4地区(都田地区, 新羽大熊地区, 大熊地区, 牛久保地区)面積230ha

- 注 1. 鉄道等建設費は, 助成措置等について, 国で検討中につき, 今後, 国の方針に基づき算定できる時点において掲げるものとする。
2. 農業専用地区整備事業費は, 今後, 国, 県の助成措置を本事業に有利なように積極的にとり入れるよう努める。

□ 港北ニュータウン学校教育施設等用地費

日本住宅公団土地区画整理事業は昭和60年度までに事業完了が見込まれており、この時点までに本市等において公共公益施設のための用地を手当する必要がある。そこでこの用地手当に要する投資額を参考までに次のとおり概算値で試算した。この試算に当っては、面積は現在の基本設計図により算出した。

単位 百万円

	事業名	事業費	摘要
学施設等 校教育 用地	学校教育施設	20,900	小学校，中学校，集合運動場 高校
	その他	3,900	清掃工場，埋蔵文化財保存地
	計	24,800	

□ 別途事業費（都市サービス事業費）

本事業費は、港北ニュータウン地域を通過する市営高速鉄道等の交通網整備に要する事業費及び都市供給サービス施設（電気，ガス，電々の整備事業費である。

単位 百万円

	事業名	事業費	摘要
別 途 計 画	鉄道・バス	98,000	鉄道3号線：新横浜駅～ニュータウン～田園都市線 鉄道4号線：ニュータウン～東横線綱島日吉間 バス：営業所 交代基地
	都市サービス	26,000	電気，ガス，電々
	計	124,000	

□ 港北ニュータウン建設総事業費

港北ニュータウン建設に要する公共公益施設整備事業費を、既に述べた基本計画に基づいて試算したものである。なお、今後第2次横浜国際港都建設総合計画等との調整，その他により変更がある。

単位 百万円

事業名		事業費	摘要
基盤整備事業	基幹施設整備事業	41,339	都市計画道路，河川，下水道，上水道，埋蔵文化財発掘調査の事業費と関連事業費を含む。施設整備事業にあげた他，外郭関連道路（宮内～新横浜線他3路線延長12.1 Km）の事業費 160 億円がある。
	農業専用地区整備事業	1,969	4 地区（都田地区，新羽大熊地区，大熊地区，牛久保地区）面積 230 ha
	計	43,308	
都市施設整備事業	行政管理施設	5,000	国，県，市の行政施設
	社会福祉施設	4,000	保育所，児童相談所，老人福祉センター等
	社会教育施設	7,000	市民文化センター，地区センター，図書館，公園，埋蔵文化財保存地等
	医療施設	5,000	総合病院等
	学校教育施設	41,000	小学校，中学校，集合運動場，高校等
	公益施設	112,000	鉄道，バス，清掃工場
	その他の施設	26,000	電気，ガス，電々
	計	200,000	
総計		243,308	外郭関連道路の事業費（160億円）を加えると 概算 2,600 億円

Ⅱ 横浜市基本構想

1. 基本構想の目的

横浜は、開港以来すでに百有余年、その間震災や戦争などにより、いくたびか災禍を受けはしましたが、これらの困難を克服して、めざましい発展の歩みを続けてきました。そこには、先人の多くの労苦がかくされています。今日の横浜は、営々として積み重ねられた、それらの人々の努力によって築きあげられてきました。

わたくしたちは、この歴史の上に立ち、さらに急激な都市化の波の中で新しく都市問題をとらえなおし、横浜のあるべき姿についての構想をたてたいと思います。

この基本構想は、今後の情勢に対応しつつ、すべての市民が一体となって新しい横浜を育ててゆくための目標として設定するものです。

2. 都 市 像

横浜は、文明開化の先進拠点としての貿易港湾都市として出発し、近代工業都市、さらに巨大な大都市圏の中の住宅都市としての性格を加えながら、これら三つの要素を併存しつつ大きく変容してきました。わたくしたちは、そういう中での、過去の良いもの、特色あるものはこれを積極的に生かし、育て、また、矛盾や問題のあるものはこれを改め、整理しながら、横浜をすぐれた総合的大都市として成長、発展させたいと思います。

このため、次のような都市像をめざして、わたくしたちの横浜を育成してゆきたいと考えます。

(1) 総合的機能をもつ国際平和都市

横浜の特徴は、なんといっても日本の門戸として海外へ大きく開いた目を持ち、その国際性によって発展を続けてきたことです。ますます世界はひとつになってゆく情勢の中で、横浜は、さらにその国際性を生かし、文化的に、経済的に、その他あらゆる面で、より広くより深く日本と世界をつなぐ役割を果たすとともに、積極的に世界の平和に貢献します。

また、横浜は、住・商・工・港など多くの機能をもつ大都市です。これらの機能が相互に矛盾することなく調和し、均衡のとれた状態で存立する総合的機能をもった大都市をめざします。

(2) 生活環境を中心においた人間環境都市

世界の大都市は、いま、さまざまな面で深刻な都市問題に直面しています。それは、人間の生活そのものをも危うくする問題です。横浜は、常に市民生活をこれらの危険から守り、生活環境を中心とする内容の充実した人間環境都市をめざします。

(3) 広域大都市圏の中の中核都市

東京の無秩序なスプロール化は、横浜をおおいつつありますが、一点だけに集中した過大都市を形成するのは好ましくありません。これを適正な範囲でくいとめ、大都市圏を、いくつかの都市圏ブロックに分けた構造にする必要があります。その場合、横浜は、ひとつの都市圏ブロックの中核としての機能を備え、大都市圏の他の中核と相互に有機的な関係をもつことをめざします。

また、東京湾諸港の中での中枢管理機能を高めるとともに、

東京湾岸地帯との連けいを強めます。

さらに、各自治体の自主性を相互に尊重しつつ、互いに連合して、広域的な問題の解決をはかります。

(4) うるおいといこいのある人間性豊かな福祉都市

都市は、本来人間の生活を豊かにするものです。横浜は、人間性を尊重し、とりわけ子供や老人を大切にします。そして、すべての人々にとって、健康で豊かな都市、うるおいといこいのある明るい都市、人間性あふれる福祉都市をめざします。

(5) 市民による市民のための市民都市

近代都市は、市民生活を優先的に考え、市民全体のための計画的行政を行ないます。横浜は、政治の中心地や城下町として発展したものではなく、すべて市民の力によって築かれてきた都市です。

わたくしたちすべての市民は、積極的に参加してこの特質を生かし、市民を主体とした日本の先進的自治体として、生き生きとした市民都市を築きます。

3. 施策の基本方向

以上の都市像を実現するために、次のことを施策の基本方向とします。

(1) 都市活動を市民全体の立場から考えよう

企業にせよ、個人にせよ、それぞれ勝手に無秩序な行動をとったのでは、市民生活に障害をきたし、都市活動は混乱して、市民全体にとって大きなマイナスになります。常に市民全体の立場から考えて、これらに適正な制御を行ない、秩序ある都市

活動を守り育てましょう。

(2) 公害や災害などの危険から市民生活を守ろう

大気も水も太陽も、本来市民共有の貴重な財産です。都市には、これをおびやかすさまざまな公害があり、地震や火災による大災害の危険もあります。また、廃棄物、水、交通など多くの都市問題もありますが、これらは、市民の生命や健康をそこなっており、今後ますます深刻化するおそれがあります。これらの危険から市民生活を徹底的に守りぬきましょう。

(3) 市民生活の利便さと豊かさをつくりあげよう

都市は、市民の生活を利便にし、豊かにするためのあらゆる試みを行ないうる場です。

上下水道、公園緑地、教育、文化、保健、福祉施設などについて、量的な充実はもちろん、質的にも特色ある豊かさをもつことができるように努めるとともに、快適な住宅の充足をめざしましょう。

また、過度の車利用を制限して、公衆輸送機関や歩行者道路を充実するなど、交通体系を自動車優先から人間中心につくりかえましょう。

(4) すべての市民が生活に自信をもてるようにしよう

都市は、いろいろな人々が同時に共存していることにひとつの意味があります。

次の時代をになう子供たちや社会をささえてきた老人たちを特に大切にしましょう。そして、心身障害者やその他の困っている人々の立場をあたたかい目で正しく理解し、人間として尊

重されるような環境をつくり、すべての市民が生活に自信と生きがいをもってゆけるように努めましょう。

(5) 緑を市民の手で育てよう

人間生活に、緑は欠くことのできないものです。市民の貴重な財産である自然や緑を市民全体の責任で守り育てましょう。そして、わたくしたちの生活のまわりに緑をふやしましょう。家のまわりにも、窓辺にも、屋上にも、市民の手で緑をふやしましょう。

(6) 土地は適正に利用し、市民全体のための土地を確保しよう

土地は、市民生活と市民活動の基盤です。無秩序な土地利用や開発をふせぎ、商工業も農林業も一般の住居と調和のとれている土地利用をはかり、また、横浜の特徴である水際線は、できるだけ市民に開放しましょう。そして、市民の共通の財産として、公園、道路、広場、学校などに使う公共用地などを、将来の新しい需要をも考えながら、市民全体のためにできるだけ確保しましょう。

(7) 都市の骨格となる施設を整備しよう

大都市として、どうしても欠くことのできない鉄道、道路、河川その他の骨組みとなる施設は、都市全体を考えて整備しましょう。しかし、これに伴って起こる無秩序な市街化、スプロールその他種々の障害は、極力排除するよう努めましょう。

(8) 地域生活圏の核として人口バランスをはかろう

横浜も大都市圏ブロックの中核として、ひとつの地域生活圏を構成するようにしましょう。

このため、均衡のとれた都市機能をもち、職住近接をはかり、昼夜間の人口のバランスを保つようにして、このバランスをくずすような人口増加は抑制しましょう。

(9) 新しい時代に対応した国際色ある横浜をつくろう

横浜は、東京の近くにありながら、東京とは異なった個性をもつ大都市です。横浜のシンボルとしての海と港の特色を生かし、貿易、流通、人の交流及び情報の中核機能などの面で、横浜らしい国際的な業務活動と国際的な文化活動の中心の場として都心を整備しましょう。

また、都市は、常にやすむことなく変容し、発展してゆきます。古き良きものは残しつつも、新しい時代に応じた都市の改造や近代的な商工業の形成その他必要な対応策を行ない、その中で時代の要請する新しい要素を加え、特色のある美しい町をつくりましょう。

(10) 科学的に都市問題を解明しよう

都市問題は、むずかしいことがますます多くなりますが、これは横浜のみならず、日本の各都市、世界の各都市共通のなやみです。横浜は、これらを科学的に解明し、都市問題の解決にあたって、先進的な役割を果たすように努めましょう。

(11) 自治体の力を強め、広域的な問題は周辺自治体と連携いして解決しよう

市民生活と市民活動を守るのは、住民自治の原則に基づく自治体です。自治の本旨にしたがって、市民の手によって自治体の力を強めましょう。

また、公害、交通、水など一都市の範囲をこえた広域的な問題は、周辺都市とともに各自治体の自主性を尊重した連携によって解決してゆきましょう。

(12) 市民みんなでよりよい横浜をつくろう

都市は、ひとりのものでなく、みんなのものです。市民ひとりひとりの力が、あすの横浜をつくりあげ、だれでも住みたくなる町を実現するのです。都市は、みんなの参加によってつくる共同作品です。自治体も、企業も、そして市民ひとりひとりが、よりよい横浜を守り、築いてゆく努力をしましょう。

横浜市基本構想の策定経過

- 昭和47年 2月15日 ○横浜市基本都市計画審議会
横浜市基本構想について意見を求める。
「草案を作成するように」という回答を得る。
この間、草案の作成作業
- 昭和47年 9月12日 ○横浜市基本構想草案の発表
- 昭和47年 9月12日 ○市会第一委員会研究会
草案の説明
- 昭和47年 9月14日 ○市会全員協議会
草案の説明
市長・市議会の意向により、市民の意見を求めることになった。
- 昭和47年10月 1日 ○「広報よこはま」
草案全文を掲載して市民からの提案をつのる。
市長への手紙 7 件
市民の論文 3 件
市職員の論文 2 件
- 昭和47年10月13日 ○横浜市基本都市計画審議会審議
- 昭和47年11月10日 ○横浜市基本都市計画審議会審議
- 昭和47年11月30日 ○市政オピニオン懇談会
- 昭和47年12月16日 ○市政オピニオンが市長に対し要望書を提出

昭和 47 年 12 月 25 日 ○ 市会第一常任委員会研究会説明

昭和 47 年 12 月 16 日 } ○ 全 14 区における各種団体代表による市
昭和 48 年 2 月 23 日 } 民討議

延べ 29 回 1,626 人

昭和 48 年 1 月 10 日 ○ 横浜市基本都市計画審議会審議

昭和 48 年 1 月 16 日 ○ 横浜市基本都市計画審議会答申

昭和 48 年 2 月 26 日 ○ 横浜市国際港都建設審議会に意見を求め
た。

昭和 48 年 4 月 26 日 ○ 市会第一委員会研究会

昭和 48 年 4 月 27 日 ○ 横浜国際港都審議会委員に意見を求めた。

昭和 48 年 6 月 1 日 ○ 市会議決

Ⅲ 港北ニュータウン基本計画(案)

答 申 書

昭和48年12月5日

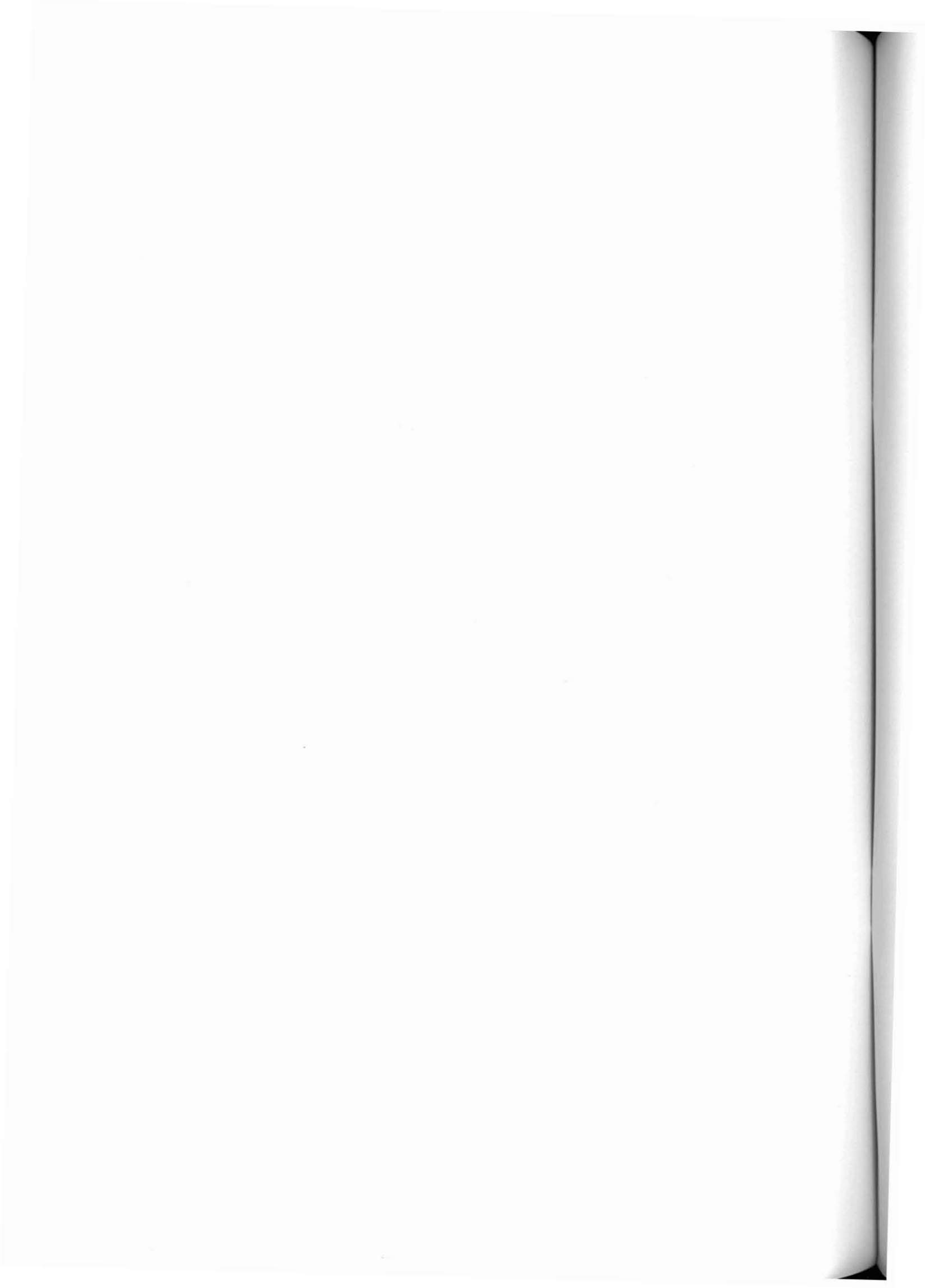
横浜市長 飛鳥田 一 雄 殿

横浜市港北ニュータウン開発審議会

会 長 川 口 正 英

港北ニュータウン基本計画(案)について(答申)

横浜市港北ニュータウン開発審議会は、昭和48年4月17日付け48計第53号をもって諮問のあった、港北ニュータウン基本計画(案)について、慎重審議の結果、次のとおり答申する。



1. ま え が き

港北ニュータウン基本計画(案)の答申にあたって、本審議会は、次のような基本理念に立ってこの計画が実施されるように望みたい。

まず第1に、本計画の基礎理念である「乱開発の防止」「都市農業の確立」「市民参加の都市づくり」を大目標として掲げ、事業完了に至るまで、この精神を常に堅持し、推進しなければならない。また、本事業は横浜市将来の都市づくりの骨格である6大事業の一環として相互の関連を意識しつつすすめ、これが完成の暁には横浜市民の生活水準向上に役立つとともに、他の地域に対して先導的役割りを果たす必要がある。したがって、本事業実施にあたっては、常に周辺地域との関連をも考慮しなければならない。

また、さきの「横浜市基本構想」にのっとり、かつ「横浜市総合計画」の基幹的事業の一つであることを認識すべきである。

しかし、本計画は当初から市民参加により進められてきたこと、すでに長期にわたって各項目について検討されてきたことから、慎重に両者間の調整をはかるべきである。

第2に、本事業は全国的にも類例をみない都市と農業との調和の上に立った新しい試みであり、このことは高く評価されなければならない。したがって本事業の達成は、おおいに注目すべきところであるが、現行における行財政制度のもとでは、財政面への影響も予想されるので、公共投資の増大をはかり、国、県、市、施行者が一体となって、多くの困難を克服し、この大事業を成し

遂げるよう努力することを期待するものである。

第3に、本事業は横浜市の事業であり、その多くは市民のため
まざる努力の結晶として達成されるべきものである。したがって、
その開発利益は、まず市民に還元されなければならない。

たとえば、市民の住宅不足解消の一助として、公団住宅への入
居を横浜市民に優先させる必要がある。

第4に、本計画の基本方針として掲げてある四つの基本構想す
なわち

- (1) 緑の環境を最大限に保存する都市づくり
- (2) “ふるさと”をしのばせる都市づくり
- (3) 安全な都市づくり
- (4) 高い水準のサービスが得られるような都市づくり

を常に意識しつつ進めなければならない。

上記の基本構想を相互に関連づけることにより、すべての住民
が健康で快適な市民生活を営めるようにすべきである。

その際、老人や子供あるいは心身に障害のある人々への十分な
配慮を特に望むものである。

第5に、本計画の最大の目的である市民参加の思想は、すべての
計画、事業にむすびつかなければならない。

横浜市、日本住宅公団、地元住民が一体となって本事業を進め
ることは、当然のことながら、将来ここに住む新しい住民をも含
めた横浜市民全体の相互理解の上に立った都市づくりを進めるこ
とこそ、真の市民参加の都市づくりといえよう。

たとえば、本地域における都市施設の計画について住民が積極

的に参加し、自主的な運営をはかり、コミュニティーの形成を進めることが必要と思われる。

以上のような観点から、今後この事業は本基本計画(案)にしたがって推進されるべきであるが、将来おこりうる社会、経済事情等の変動のさいには、大局的判断にたった弾力的な運営がのぞましい。

以上、基本的な考え方を述べたが具体的には、次に各項目で述べるとおりである。

2. 基本的都市構造について

(1) 人口計画と土地利用

公団開発地区の計画人口 22 万人は、総合的土地利用からみて適正であると思われるが、このうち公団所有地と民有地との人口配分については、横浜市、日本住宅公団、地元の三者で十分協議し定めるべきである。

なお、土地地区画整理事業の施行にあたっては、現在ここに住んでいるすべての住民の居住性がそこなわれないように計画されとともに住民の生活再建にも関係が深いので、これについても十分配慮すべきである。

また、今後定める地域地区の指定にあたっては、十分地元の意見が反映され、かつ計画人口に見合うよう定められるべきである。

前段の方針を踏まえた地区別の人口配分及び建築計画等具体的な問題については、計画的な都市づくりという観点からの配慮が必要である。

なお、土地区画整理事業終了ののち、民有地の相当部分は、当分の間空閑地として残る場合も予想される。

この場合、暫定的な土地利用計画（たとえば、生産的緑地，レジャー，スポーツ・センター，貸農園等）を策定し，空閑地をいたずらに放置することなく活用をはかるべきである。

(2) 交通輸送計画

交通輸送体系は，都市の骨格を形成するものであり，本基本計画(案)においても，道路，鉄道等について整備方針を掲げているが，事業実施にあたっては，最重点事項として整備すべきである。

この場合，ニュータウン地域内に安全で，便利な平均した交通輸送サービスをはかるとともに，広域レベルの見地からも，十分な配慮をすべきである。

こうした観点から次の諸点について，特に配慮を望みたい。

ア. 道路整備計画

地域道路としての8本の都市計画道路の整備計画については，おおむね了承するが，今後の具体的建設にあたっては諸般の情勢を勘案しつつ，対処すべきである。

すなわち，横浜市の中心部と連絡を保ち，また公団開発地区の骨格ともなるべき路線（新横浜・元石川線，日吉・元石川線）及びこれに接続する宮内・新横浜線，並びに横浜・上麻生線の着工を急ぐべきである。

なお，計画区域外であるが，日吉・元石川線，新横浜・元石川線が国道246号線に接続する箇所については，将来交差

点の改良が必要と思われる。

4. 鉄道整備計画

昭和55年を造成工事の完成目標としているが、新しい住民の入居は、それ以前に始まることになる。したがって市営高速鉄道3号線については、交通輸送手段の確保をはかるために、早期開通が必須条件である。

検討路線については、本地域の交通体系の一環として組み入れ、地区全体への平均したサービスを考慮し、積極的な導入の姿勢を明確にすべきである。

また、本地域内の将来の交通機関として、新しいシステムについても、今後検討することが望ましい。

(3) 河川整備計画

公団開発地区の事業実施に先立ち、早淵川、大熊川の早期改修計画については了解するが、その本流である鶴見川についても横浜市は改修促進を国に積極的に働きかけるべきである。

(4) 上水道整備計画

人口の増大と1人当りの水使用量の急増により数年後には供給が限界に達するため、昭和60年を目標としている本計画は当然水不足の問題に直面することは必至であり、これに対処するため、上水道供給計画の一環として調整をはかるべきである。

なお、水不足対策として、たとえば地区内の下水を還元処理し、雑用水に供する、いわゆる中水道的再利用も今後検討すべきである。

(5) その他地区

この地区は、現在市街化調整区域であり、当面市街化が抑制されている。

港北ニュータウンは、本市北部方面の中心となることを目指していることから、この地区の将来展望としては、30万人の全体的計画人口に見合った土地利用、たとえば、教育または、研究等の公共公益施設の充実をはかるなど、諸般の事情を勘案した整備方針を早急に確立すべきである。

その際、既存集落の生活環境について、特に配慮する必要がある。

なお、早淵川沿いの地区については、

(ア) 交通体系あるいはセンター地区に影響ある場所なので、公団開発第1・第2地区の連結をはかると同時に、開発の進展に合わせた土地利用方針を立てるべきである。

(イ) 早淵川の河川沿いの土地利用として、公園、遊歩道、自転車専用道路等の土地利用をはかり、市民の利便に供すべきである。

3. 緑と生活環境の整備について

(1) 都市の緑化

快適な市民生活を送るうえで、緑豊かな自然環境は必要なものである。

特に、都市生活において市民の憩いの場であり、あるいは緊急避難場所等として欠くべからざるものである。本計画においても事業実施上の諸制約のなかでも、できる限り、緑の保存に

努め、さらには一歩進めて積極的に創りだす方向で努力すべきである。

以上の事由から次の諸点について 特に配慮すべきである。

- ㌦ たとえば、公共公益施設においては、多少機能面等に影響を及ぼしてでも、緑を創りだすよう努力し、住民自身の緑づくりのための先導的役割りを果たすよう努めるべきである。
こうした点について、市、公団、地元等において今後十分に組織的な検討を行なうべきである。
- ㌦ 本地区に予定されている農業専用地区の生産緑地とともに、屋敷林、竹林、あるいは、自然林の保存及びその対策をはかり、あわせて教育的効果も発揮できるよう配慮すべきである。
- ㌦ 基本計画(案)における公園緑地等を体系づけたグリーンマトリックスの構想は、評価されるべきものであり、とくに、公園にはできる限り、池、溪流等の施設を設置すべきである。
これが日常の市民生活にうるおいを与え、また災害時の水の供給源ともなり得るものである。

(2) 都 市 農 業

現在及び将来における都市農業のあり方は、乱開発による農地の荒廃を防止し、緑地を保存するといったことにとどめず、積極的に都市と農業の調和をはかることによって、市民すべてがよりよい自然環境、生活環境を享受しうる方向を目指すべきである。

港北ニュータウン建設計画においても、基礎理念の一つとして、都市農業の確立を目指して、農業専用地区の設定、整備を

進めている以上、前記の精神をもとに次の諸点について、特に配慮すべきである。

- (㍿) 農業専用地区の運営を通じて、現在の住民と新住民とのよりよいコミュニケーション確立の場となるよう計画されるべきである。
- (イ) 農業専用地区の存在は、都市に不足しつつある緑地空間を補うものであるとともに、横浜市民に新鮮な野菜類等を供給するといった公益的な意義を有することから、市民全体がその育成、存続に意を用いるべきである。
- (ウ) 農業専用地区の設定、整備等の計画立案にあたっては、農民のより深い理解が得られるよう十分な話し合いを行ない、その意向を尊重すべきである。

また、恒久的に存続させるために、農産物の計画的な生産、出荷あるいは、安定した流通機構について十分検討し、きめこまかな経営指導をすべきである。

(3) 歩行者専用道路及び自転車専用道路

よりよい住環境を目指して、歩行者専用道路を計画することは、市民の利便性、快適性、安全性から考えて当を得たものといえるが、実施にあたっては、舗装についても意を用い自然の趣きに合った道路とし、管理については、住民の意向を尊重すべきである。

また、最近バイコロジーが盛んに唱えられているが、住民の足としては、まず、公衆輸送機関が有効に利用されることが原則であり、それらを連結するものとして歩行者専用道路が整備

されるべきである。

自転車利用に関しては、これらが配慮されたうえで十分な対策が立てられるべきである。

なお、自転車専用道路を本地域内に計画するときは全市的な視野にたって、歩行者専用道路との連けいを保ちながら計画すべきである。

(4) 文 化 財

港北ニュータウン地域の良き古き歴史を後世に残し“ふるさと”をしのばせる都市づくりを実現させるため、埋蔵文化財等については、国民的財産として、公共公益のために保存活用すべきである。

こうした観点から、次に述べる諸点について、特に配慮し、事業施行上の諸制約のなかでもできる限り保存について努力すべきである。

(ア) 埋蔵文化財の発掘調査による各種の資料は、整理のうえ、郷土資料館（仮称）を建設し、陳列する等保存に努力すべきである。

(イ) 茅ヶ崎城址等については、整備のうえ、保存策を十分に講ずべきである。

(ウ) 本地域には、多くの金石文関係の資料があるが、事前に十分調査し、残せるよう努力すべきである。

(エ) 郷土史を編さんし、郷土風俗、文化等の資料収集、保存について努力すべきである。

4. 都市施設の整備及び市民生活について

(1) 都市施設の整備

港北ニュータウンを単なるベッドタウンにしないため、都市施設の整備については、本地域はもとより、横浜市北部方面の中心として、市民生活により利便さと豊かさをもたらすよう配慮すべきである。こうした観点から特に、次の諸点について留意されたい。

(ア) 医療、保健施設については、全体的システム化をはかるべきである。そのさい中枢ともなりうる総合病院については、公団開発第1・第2地区及び周辺の利用を考慮して計画すべきである。

(イ) 清掃工場の建設については、都市の美観並びに周囲の環境と調和するようくふうし、近代的施設をともなった工場とすべきである。

その際、余熱利用についても住民により利便さをもたらすよう検討すべきである。

なお、建設にあたっては、地元住民と十分協議のうえ行なうべきである。

(ウ) 新しい住民の利用も考慮して墓地確保の方法を検討すべきである。

(エ) 副都心とすべきセンターの計画の立案にあたっては、住民の意見も広くとり入れるようにすべきである。

(2) 生活対策

事業の推進にあたっては、本計画の柱である市民参加を念頭

において進めることはもちろんであるが、とりわけ事業により農業が続けられなくなる地元農民に対し、暖かい配慮と就労希望者に対する職業指導、あっせん等を進めるとともに、今後地区内に設定される商業業務地区への企業的指導体制を確立すべきである。

(3) 工事にかかわる諸問題と市民生活

造成工事にともなって、発生するであろう諸問題については、工事着手前に十分検討し、地域住民に極力被害のないようにすべきである。特に造成工事を行なうことにより、低地帯への浸水がおこらないよう万全の措置を講ずる必要がある。

次に工事中の道路交通については、細心の注意をはらい、交通安全対策をはじめ、既存道路の整備強化をはかるなど、地域住民の日常生活に支障をきたさないよう十分配慮するとともに、工事に遅滞のないよう実施されるよう努力すべきである。

48 計 第 53 号
昭和 48 年 4 月 17 日

横浜市港北ニュータウン開発審議会
会 長 町 田 善 太 郎 殿

横浜市長 飛 鳥 田 一 雄

港北ニュータウン基本計画(案)について(諮問)

本市の 6 大事業の一つである港北ニュータウン建設事業は、横浜国際港都にふさわしい理想的な新市街地を形成するため、着々と事業を進めておりますが、建設事業の基礎となる港北ニュータウン基本計画(案)について、横浜市港北ニュータウン開発審議会条例に基づき諮問します。

横浜市港北ニュータウン開発審議会条例をここに公布する。

昭和43年3月30日

横浜市長 飛鳥田 一 雄

横浜市条例第9号

横浜市港北ニュータウン開発審議会条例

(目的及び設置)

第1条 横浜国際港都にふさわしい理想的な生活圏を構成し、合理的な生活を営み得る新市街地を横浜市港北区及び緑区内に建設するため、市長の諮問機関として、横浜市港北ニュータウン開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所 掌 事 務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 港北ニュータウンの基本計画に関すること。
- (2) 港北ニュータウンの実施計画に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組 織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会 長 等)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、諮問された事項について必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(部 会)

第7条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(幹事及書記)

第8条 審議会に幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、横浜市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、計画局において処理する。

(委 任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この条例施行後最初の審議会は、市長が招集する。

横浜市港北ニュータウン開発審議会条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

昭和46年5月15日

横浜市長 飛鳥田 一 雄

横浜市規則第41号

横浜市港北ニュータウン開発審議会
条例の施行期日を定める規則

横浜市港北ニュータウン開発審議会条例（昭和43年3月横浜市
条例第9号）は、昭和46年5月20日から施行する。

横浜市港北ニュータウン開発審議会委員

昭和48年12月5日現在（順不同）

会 長	川 口 正 英	横浜市議会議長
副会長	石 崎 武	横浜市議会副議長
委 員		
学識経験者		
	入 沢 恒	横浜国立大学教授（都市計画）
	大曾根 銈 一	横浜北農業協同組合長（農業）
	河 合 正 一	横浜国立大学教授（建築）
	川 崎 万 博	神奈川新聞社顧問（言論）
	成 田 頼 明	横浜国立大学教授（土地法制）
	柁 幸 雄	横浜市立大学教授（経済地理）
	松 井 達 夫	早稲田大学教授（都市計画）
	山 本 幹 夫	帝京大学教授（公衆衛生）
	横 山 光 雄	日本大学教授（地域計画・造園）
	李 家 孝	横浜商工会議所名誉会頭（商工）

関係行政機関の職員

今 野 博	建設省都市局技術参事官
佐 藤 久 衛	運輸省大臣官房参事官
渡 辺 兵 力	農林省農業総合研究所長
山 東 良 文	首都圏整備委員会事務局計画第一部長
下 田 泰 助	神奈川県企画調査部長
神 戸 正	神奈川県農業総合研究所長

市長が必要と認める者

	川 俣 勝 一	横浜市議会第 1 委員会委員長
	松 村 千賀雄	横浜市議会第 1 委員会副委員長
	草 野 威	横浜市議会第 1 委員会副委員長
	鈴 木 長 之	横浜市議会第 4 委員会委員長
	掛 川 通 和	横浜市議会第 4 委員会副委員長
	門 司 脩	横浜市議会第 4 委員会副委員長
	松 沢 健 三	港北ニュータウン開発対策協議会 山内地区常任委員長
	金 子 保	港北ニュータウン開発対策協議会 中川地区常任委員長
	山 本 光 雄	港北ニュータウン開発対策協議会 新田地区常任委員長
	中 山 恒三郎	港北ニュータウン開発対策協議会 都田地区常任委員長
	林 隆 善	日本住宅公団理事首都圏宅地開発 本部長
前会長	町 田 善太郎	横浜市議会議員
前副会長	大久保 英太郎	横浜市議会議員
前委員		
学識経験者	岩 田 太 郎	横浜北農業共同組合顧問（農業）
関係行政機関の職員		
	遠 藤 保 成	神奈川県総務部長

市長が必要あると認める者

松 村 千賀雄	横浜市議会第 1 委員会副委員長
馬 場 正	横浜市議会議員
田 中 文一郎	横浜市議会議員
佐 藤 武 一	横浜市議会第 3 委員会副委員長
瀬之間 功	横浜市議会議員
堀 内 太 平	横浜市議会大都市制度委員会副委員長

港北ニュータウン計画関係局長

昭和48年12月5日現在

企画調整局長	田村 明	都市開発局長	加藤 正
総務局長	小泉 富太郎	道路局長	草川 正
財政局長	松宮 理一郎	下水道局長	佐藤 昌之
市民局長	浦川 常雄	建築局長	中居 直勝
民生局長	小泉 行雄	港北区長	飯泉 安一
衛生局長	六郷 政寛	緑区長	豊田 敏郎
公害対策局長	助川 信彦	消防局長	下田 光太郎
環境事業局長	小泉 幸次	水道局長	光安 順三
経済局長	山本 功	交通局長	小池 国三
緑政局長	川口 弘	教育長	平島 進
計画局長	小岩井 直和		

前局長

前経済局長 北見 正義 株式会社産業貿易センター 常務取締役

前計画局長 森 道夫 横浜市理事

前水道局長 石原 克己 神奈川県内広域水道企業団副企業長

港北ニュータウン開発審議会幹事及び書記

昭和 48 年 12 月 5 日現在

幹 事

企 画 調 整 局 次 長	高 橋 清 太 郎
財 政 局 財 務 部 長	成 田 宏
計画局港北ニュータウン建設部長	近 藤 忠 臣
計画局港北ニュータウン建設部 管理課長	小 松 原 一 男
計画局港北ニュータウン建設部 建設課長	田 代 善 雄
計画局港北ニュータウン建設部 事務所長	高 井 勞

書 記

計 画 局 主 査	斎 藤 忠 吉
〃	鷹 津 訓 啓
〃	木 村 圭 三
〃	中 井 堅 治
〃	中 村 俊 輔
〃	畑 咏 持
〃	津 浦 啓 三

前 幹 事

前財政局財務部長	石 井 保 彦	中区長
前計画局港北ニュー タウン建設部長	林 太 郎	都市開発局内陸開発部長

前計画局港北ニュー 三 部 茂 企画調整局副主幹
タウン建設事務所長

前 書 記

前 計 画 局 主 査 平 野 幸 作 西区戸籍課登録係長

横浜市港北ニュータウン開発審議会部会員名簿

(順不同)

部会名	審議内容	区 分	氏 名	補 職 名	部会名	審議内容	区 分	氏 名	補 職 名
第1部会	新都市建設のための基本的都市構造に関する事項	学識経験者	入 沢 恒	横浜国立大学教授	第2部会	緑と生活環境の整備に関する事項	関係行政機関の職員	神 戸 正	神奈川県農業総合研究所長
			成 田 頼 明	横浜国立大学教授			市議会議員	松 村 千賀雄	横浜市議会第1委員会副委員長
			松 井 達 夫	早稲田大学教授				掛 川 通 和	横浜市議会第4委員会副委員長
		関係行政機関の職員	今 野 博	建設省都市局技術参事官			住宅公団職員	林 隆 善	
			佐 藤 久 衛	運輸省大臣官房参事官				地元関係者	松 沢 健 三
			山 東 良 文	首都圏整備委員会事務局計画第1部長			金 子 保		
		市議会議員	下 田 泰 助	神奈川県企画調査部長			山 本 光 雄		
			川 俣 勝 一	横浜市議会第1委員会委員長			中 山 恒三郎		
		住宅公団職員	門 司 脩	横浜市議会第4委員会副委員長			第3部会	市民生活に必要な都市施設の整備及び市民参加に関する事項	学識経験者
			地元関係者	林 隆 善	日本住宅公団理事 首都圏宅地開発本部長	梶 幸 雄			
		松 沢 健 三		港北ニュータウン開発対策協議会 山内地区常任委員長	山 本 幹 夫	帝京大学教授			
		金 子 保		中川地区常任委員長	李 家 孝	横浜商工会議所名誉会頭			
		山 本 光 雄		新田地区常任委員長	市議会議員	草 野 威			横浜市議会第1委員会副委員長
		中 山 恒三郎	都田地区常任委員長	鈴木 長 之		横浜市議会第4委員会委員長			
第2部会	緑と生活環境の整備に関する事項	学識経験者	大曾根 銈 一	横浜北農業協同組合長	住宅公団職員	林 隆 善			
			河 合 正 一	横浜国立大学教授		地元関係者			松 沢 健 三
			横 山 光 雄	日本大学教授	金 子 保				
		関係行政機関の職員	渡 辺 兵 力	農林省農業総合研究所長	山 本 光 雄				
					中 山 恒三郎				

横浜市港北ニュータウン開発審議会の経過

昭和 48 年 12 月 5 日
計画局港北ニュータウン建設部

年月日	会議名	主な議事	審議の内容
(1)48・4・17	審議会 (第1回)	○港北ニュータウン基本 計画(案)の諮問 ○同 説 明	○会長、副会長の互選 会長 市会議長 町田善太郎 副会長 同副議長 大久保英太郎 ○部会設置(3部会)及び同委員 の決定
(2)48・5・17	審議会 (第2回)	○公団開発地区事業計画 (案)の説明 ○港北ニュータウン地域 の現地視察	
(3)48・7・11	審議会 (第3回)	○基本計画(案)の総括的 内容について検討 ○各部会長の指名	○各部会長に次の諸氏が指名された 第1部会長 入沢委員 第2部会長 横山委員 第3部会長 川崎委員 ○5月定例市議会における市会関 係の委員交代 旧 新 会 長 町田議長 川口議長 副会長 大久保副議長 石崎副議長 委 員 馬場、田中、川俣、草野、 佐藤、瀬之間、鈴木、掛川、 堀内委員 門司委員 ○県の人事異動による委員の交代 旧 新 遠藤委員 下田委員
(4)48・8・28	第1部会 (第1回) (新都市建設 のための基本 的都市構造に 関する事項)	○基本計画(案)に対する 意見の整理検討	○起草委員を選出し、委員会で答 申素案の原案を策定することに 決定 ○起草委員 入沢部会長、下田委 員、川俣委員、松沢委員

年月日	会 議 名	主 な 議 事	審 議 の 内 容
(5) 48・9・4	第 3 部会 (第 1 回) (市民生活に必要な都市施設整備及び市民生活に関する事項)	○(4)に同じ	○答申素案の原案を事務局で作成し、これを次回の部会で検討することに決定
(6) 48・9・6	第 2 部会 (第 1 回) (緑と生活環境の整備に関する事項)	○(4)に同じ	○上記(5)に同じ ○横浜北農協の組合長交代にともなう委員の交替 旧 新 岩田 委員 大曾根委員
(7) 48・9・21	第 3 部会 (第 2 回)	○基本計画(案)の答申素案の検討	○事務局原案を検討した結果おおむね了承され、答申案確定については部会長一任となった。 ○部会長一任の結果、最終的に答申案確定のため部会長会議を開催し、全体調整することも了承された。
(8) 48・9・27	第 1 部会 起草委員会	○答申素案策定のための検討	○答申素案の原案が了承された。
(9) 48・10・9	第 1 部会 (第 2 回)	○(7)に同じ	○上記(8)の原案を検討した結果、(7)に同じ
(10) 48・10・13	第 2 部会 (第 2 回)	○(7)に同じ	○(7)に同じ
(11) 48・10・30	部会長会議	○答申書策定のための総合的調整	○答申書(案)策定
(12) 48・12・5	審議会 (答申総会)	○市長に対して答申	

